

紀美野町第3回定例会会議録
令和元年9月18日（水曜日）

○議事日程（第2号）

令和元年9月18日（水）午前9時00分開議

- | | |
|-----|---|
| 第 1 | 一般質問 |
| 第 2 | 議案第82号 平成30年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 3 | 議案第83号 平成30年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 4 | 議案第84号 平成30年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 5 | 議案第85号 平成30年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 6 | 議案第86号 平成30年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 7 | 議案第87号 平成30年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 8 | 議案第88号 平成30年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 9 | 議案第89号 平成30年度紀美野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第10 | 議案第90号 平成30年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について |
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

○議員定数 12名

○出席議員	議席番号	氏	名
-------	------	---	---

1 番	桐	山	尚	己	君
2 番	廣	瀬	隆	一	君
3 番	藤	井	基	彰	君
4 番	上	柏	皖	亮	君
5 番	七良	浴		光	君
6 番	田	代	哲	郎	君
7 番	西	口		優	君
8 番	北	道	勝	彦	君
9 番	向井中	洋	二		君
1 0 番	美	野	勝	男	君
1 1 番	美	濃	良	和	君
1 2 番	伊	都	堅	仁	君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職	名	氏	名
町	長	寺	本 光 嘉 君
副 町	長	小	川 裕 康 君
教 育	長	東	中 啓 吉 君
消 防	長	家	本 宏 君
総 務 課	長	細	峪 康 則 君
企画管財課	長	坂	詳 吾 君
住 民 課	長	仲	岡 みち子 君
税 務 課	長	湯	上 増 巳 君
保健福祉課	長	森	谷 善 彦 君
産 業 課	長	米	田 和 弘 君
建 設 課	長	井	村 本 彦 君
教 育 次	長	曲	里 充 司 君

会 計 管 理 者 北 山 仁 君
水 道 課 長 長 生 正 信 君
まちづくり課長 山 本 訓 永 君
美 里 支 所 長 坂 昌 美 君
代表監査委員 菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 中 谷 昌 弘 君
次 長 井戸向 朋 紀 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（伊都堅仁君） それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、1つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言願います。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

一般質問の通告は7人です。通告順に従い、順次質問を許可します。ただし、議長の許可を得て、通告項目の順を変更することができます。

それでは、6番、田代哲郎君の一般質問を許可します。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） 改めまして、おはようございます。

議長さんの許可を得まして、一般質問を行います。

まず、質問の1点目は、学童保育のさらなる充実について質問いたします。

学童保育は、保護者が就労などによって、昼間家庭にいない小学生を対象にして、学校課業日の放課後と土曜日や春・夏・冬休みなどの学校長期休業日の子供の生活を保障する事業です。

児童福祉法第6条の3第2項には、この法律で放課後児童健全育成事業、学童保育とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいうとあり、保護者が労働等の中には、保護者の疾病や、介護、看護、障害なども含まれています。

学童保育を必要とする家庭が増加している中で、子供たちが放課後や学校休業日に安全に安心して過ごせる場を求める声はさらに高まっており、学童保育の整備は社会的に大きな課題です。量的な拡大と、質的な拡充が着実に図られることが求められ、それに

は、市町村の施策のさらなる拡充、十分な財政措置を図ることが必要とされます。同時に、国の制度のさらなる拡充が求められます。

国は、２０１４年４月に全国的な一定水準の質の確保に向けて、厚生労働省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、省令基準を公布し、これに基づいて、各市町村が最低基準となる条例を定めました。

また、国は、２０１５年３月に放課後児童クラブ運営指針を策定し、２０１５年度から、各地の学童保育はこれらの基準と指針に基づいて運営されています。そこでは、支援の単位を構成する児童の数は、おおむね４０人以下とすると定め、また、学童保育には、生活の場、静養する場としての専用区画が必要とされ、その広さは、子供一人当たり、１．６５平米以上とされました。

さらに、指導員の資格、放課後児童支援員と配置基準が定められ、処遇改善や、条件配置のための国の補助金も設けられました。しかし、ことし５月３１日、第９次地方分権一括法で、児童福祉法が改正され、学童保育指導員の配置基準を従うべき基準から、参酌すべき基準に変更されました。

全国学童保育連絡協議会の調査によると、２０１８年５月１日現在、全国の学童保育数は、２万３,３１５カ所で、入所児童数は、１２１万１,５２２人となっており、前年比６万３,２０４人の増です。

どの学年でも、入所児童数が前年より増加しており、特に４年生、５年生、６年生が増加傾向となっています。入所児童の規模では、２０人から３０人が６,４０６、２０．５％と最も多く、次に、３６人から４０人が５,７０６、１８．３％です。

和歌山県における学童保育のある市町村は、２９自治体で、学童保育数は２５５です。紀美野町では、定員８０名で、入所児童が現在７２名の野上学童保育と、定員４０名で入所児童が３８名の下神野学童保育を公設、公営で運営しています。

学童保育を整備する場合の場所の確保に当たっては、生活の場としての環境を整えるという視点が欠かせません。安全・衛生の確保はもとより、年齢が異なる活動的な子供たちは、ともに過ごす場所なので、それにふさわしい広さが必要です。おやつを食べたり、時には横になってのんびりと過ごしたりできるよう、食事や休養などの基本的な生活を保障できる機能を備えた専用の施設・設備とあわせて、子供の活動内容にふさわしい戸外の環境も整えることが必要です。

また、指導員は長く働くことで、経験や専門性を積み上げることができます。それら

の積み上げによって指導員と子供が信頼関係を結ぶことにつながり、保育の質が高まります。

そうした観点に沿って紀美野町における学童保育のあり方を見直してみる考えがないかお伺いします。

質問の2点目は、人権教育事業のさらなる充実について質問します。

神奈川県相模原市の障害者施設津久井やまゆり園の入所者19人が殺害され、職員を含めた27人が重軽傷を負った事件から7月26日で3年が過ぎました。殺人罪などで起訴された元職員の被告は、障害者は生きていても仕方がないなどと殺害を正当化し、重度障害のある人を標的にしました。障害者への憎悪に満ちた惨忍な犯行で、肉親らを奪われた人たちの心の傷は癒えることはありません。

異常きわまる被告の言動は、全国の障害者、家族を初め、国内外に衝撃を与えました。二度と悲劇を生まない社会にするために、何が必要なのか、今も問われ続けています。

障害者には生きる価値がないという被告の主張は、人に優劣をつける、劣った人を排除する、優勢思想にほかなりません。被告はいまだにその考えを変えていないといえます。

来年1月から始まる見通しの公判で、なぜ被告が障害者への憎しみを増幅させ、優勢思想に固執していったのか、徹底的な解明が不可欠です。多くの人が危機感を募らせるのは、勝ち組、負け組という言葉を初め、生産性や効率性の劣る人などと決めつける不寛容が蔓延し、多様性や個人の尊厳を認めない差別や分団の風潮が強まっている中で事件が引き起こされたことです。

優勢思想に通じる誤った考えを広げる、正していく社会的な取り組みが重要となっています。

政治もとあります。L G V D 性的少数者の人たちへ、生産性がないと差別的暴言をした議員の責任を問わないなど、政権の姿勢は重大です。旧優生保護法のもとで、障害などを理由に、約1万6,500人もの人が不妊手術を強制され、子供を産むかどうかの自己決定権を奪われました。

手術を強制されたのは、違憲・違法だとして女性2人が訴えた裁判で、仙台地裁は5月、旧法の違憲性を認定する一方、損害賠償請求を棄却しました。国会では4月、被害者に320万円を支払う一時金支給法が成立しました。優勢思想が違憲とするなど、前進面はありますが、支給額などは不十分です。一時金の抜本的な増額など、早期の法改

正が必要です。国としての責任を果たすことが求められます。

障害者への差別の根深さを示したのは、昨年夏に大きな問題となった、観光庁などによる障害者雇用数の偽装です。国民からの大きな批判を浴びて、ことしの通常国会で改正障害者雇用促進法が成立しました。障害者が長く働き続けられる労働環境整備に、国の役割はますます重要です。

さきの参議院選で、重度障害の人を初め、障害のある人が当選しました。議員活動する上で、設備面でのバリアフリー化や、質疑のあり方など、さまざまな人たちが国政の場で活動できるよう、障壁となるものを取り除いていくことが期待されます。

障害のある人もない人も、相互に人格と個性、多様な生き方を認めて支え合い、学び合う社会の実現こそ、現代社会を形成する土台であることは明らかであり、紹介者であり健常者であれ、いなくなったほうがよい人はいないはずです。生命と人間の尊厳を守ることが、政治と行政の最も根本的な責務だと思います。

障害のある人もない人も、地域の中で生きる社会こそ当たり前の社会という理念に基づく人権教育事業、当たり前の社会という、理念に基づく人権教育事業のさらなる充実に取り組む考えがないかをお伺いいたします。

以上です。よろしくお願いします。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) それでは、田代君の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長(曲里充司君) おはようございます。

私のほうからは、田代議員の1点目、2点目の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目の質問、学童保育のさらなる充実についてお答えさせていただきます。

学童保育所は、議員御指摘のとおり、生活の場としての環境を整えることが大切です。そのため、学童の専用室以外にも、野上学童保育所では、野上小学校の体育館や運動場、下神野学童保育所では、文化センターのホワイエや木の温もり広場等を利用して、子供たちにとって安心・安全で楽しい居場所づくりとなるよう努めるとともに、集団生活の基本を身につけられるよう指導しているところです。しかしながら、対象学年の制限を撤廃したことにより、平成27年度に比べて利用する児童数が約2倍近くに増加し、学

童保育の専用室が手狭になっていることは事実です。今後子供たちによりよい環境を整える視点から、研究課題であると考えています。また、今年度は、指導員のうち5名が放課後児童支援員認定資格研修への受講を予定しているところです。

遊びや生活を通して子供の健全育成を図れるよう、今後も指導員の資質向上に努めてまいります。

続きまして、2点目の質問、人権教育事業のさらなる充実についてお答えさせていただきます。

平成16年に障害者基本法が改正され、障害を理由とする差別禁止の理念が法律に明記されました。さらに、平成28年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されました。これらは、全ての国民が障害の有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものです。

津久井やまゆり園のこの事件は、それらの精神に反するものであり、到底許されることではないと考えています。紀美野町では、誰もが等しく尊重される社会の実現を目指し、全町民を対象に毎年、外部から講師を招いて人権研修会を中央公民館や文化センターで開催しています。今後も障害者の人権についてはもちろん、広く人権に関する研修をさらに充実させていきたいと考えております。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い、質問、答弁をしてください。

田代君。

○6番（田代哲郎君） 今後も、指導員の資質の充実とか、いろいろ研究課題を検討していくということでございますが、保護者の皆さん、皆さんというまではいかないんですが、保護者などの思いに応じて、紀美野町の学童保育がどうあるべきかについて、考えを述べさせていただきます。

今、学童保育は、日本の子供たちの生活と発達場としてなくてはならない存在です。これは、教育委員会でも同じ考えだと思います。その役割の第一は、家庭の代替機能としての役割、学校からただいまと言って帰ってくる子供たちを指導員がお帰りと行って迎えます。子供たちにとって、学童保育所は、家庭にかわる第二の家庭であり、指導員は親がわりであります。学童保育は何よりも放課後の子供の安心の居場所であり、生活

の拠点です。

第二の役割は、放課後の学習の場としての役割があります。多くの学童保育が、学校から持って帰る宿題を活動の中に位置づけ、親たちも学童保育で宿題を終わらせてから帰宅することを求めています。したがって、学校教育を補足、延長する学びの場としての役割を担っています。

第三は、子供の遊び、文化活動の場としての役割です。学童保育では、子供たち自身による遊びを活動の中心に位置づけており、子供の学びや、遊びや、文化が花開くような場となっています。したがって、学校内の施設では、放課後の快感を感じにくいと言われます。

学童保育の役割を考えると、学校に近くに十分な広さと設備を整えた学童保育を新設し、特に野上小学校では、学童保育の2カ所の設備を設けるか、それでなければ、支援単位2単位の可能な学童保育所が必要ともあります。この点についての考えをお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 田代議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほど田代議員おっしゃっていただいた、それぞれの家庭の代替であったり、学習の補完であったり、遊びの場と提供するというのは、学童保育にとっては非常に大切な要素だと考えております。

現在、野上学童保育所につきましては、72名ということで、40名、集団の規模を一単位で40と数えて、普通であれば2クラス以上の状況が必要であるということですが、現在、物理的に区別ということはせずに、指導しております指導員が十分基準を満たす形で、4名の指導員がその72名の学童でお預かりしてる子供たちを対応しているというような状況でございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代君。

○6番（田代哲郎君） 質問の中にも、言いましたが、2014年に策定された厚生労働省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準では、支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とすると決めました。

大きな規模の学童保育では、子供たちが騒々しくて落ちつけない。ささいなことでもけんかになる。気の合う数人の子供だけで過ごすなどが起こると言われています。

十分な指導員を配置されているということですが、大規模化すると指導員の目が全体に行き届かなかったり、子供の声に耳を傾けられず、適切に子供にかかわることが困難になると言われます。遊びや数を制限せざるを得ないとか、事故やけがが増えることなどが生じます。

厚生労働省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準では、学童保育には生活の場、静養する場としての専用区画が必要とされ、その広さ、子供一人当たり、1.65平米以上とされています。その基準からいくと、40名だったら、66平米が必要となります。

こうした条件を考えれば、十分な広さと、1つの学童保育の基本単位を40人以下とすることが必要だと思います。そうした基準で学童保育を運営するということは、どうしても必要になると思いますが、この点についての考えをお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 田代議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、野上学童保育所につきましては、72名のお子様をお預かりしております。必要面積につきましては、118.8ということで、現有、約250平米ありますので、面積要件的にはクリアできてるものと考えております。また、下神野の学童保育所につきましても、必要面積が62.7平米ということで、現在、確保している面積が82平米ということで、面積要件的には、十分クリアできてるものと考えております。

40名以下の区分にということですが、現在、その40名以下の区分も検討しながらも、かつ指導員を今4名、野上学童保育所であれば、4名を夏季につきましては、5名に対応するなりということで、増員した形で現在、対応しておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 指導員を増員することでという話が出ましたので、指導員の問題についても、申し述べます。

学童保育の開設時間は、一般的に、この町では下校時からということになっています。これが、指導員の勤務時間も午後からになっていると思われます。

指導員は子供と保護者に直接かかわる仕事とともに、学童保育を円滑に運営するために、さまざまな仕事も担っており、午前中からの勤務の保障は不可欠だと言われています。そうすれば、一人一人の子供についての情報の共有や、どうかかわるかの打ち合わ

せ、特別な配慮を要する子供へのかかわり方の意見交換とか、一人一人の保育記録などが充実できるものと思われます。指導員は長く働くことで、経験や専門性を積み上げることができ、それらの積み上げによって、指導員と子供が信頼関係を結ぶことにつながり、保育の質が高まります。

子供たちにとって、学童保育は自分の家のかわりになる生活の場であり、くつろいだり、安らいだり、甘えたりということが存分に保障されなければなりません。指導員が安定的に働き続ける条件づくりが、保育の質を決定づけると言えます。全国的には、制度も指導員も不安定なところが多いし、非常勤雇用の指導員しかない、この町のように非正規雇用の指導員しかない自治体も少なくありません。しかも、指導員は低賃金で不安定雇用の職業です。子供と指導員がせっかく関係を築いても、指導員が退職してまた新たな指導員が着任するという状態では、子供たちは学童保育所に信頼を置くことができません。指導員が安定的に働き続けられる条件づくりへの取り組みも必要と思われますが、この点についての考え方をお聞かせください

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 田代議員の御質問にお答えさせていただきます。

安定的と言われましても、紀美野町、特に学童保育の指導員につきましては、時間が長くなるので来ていただけるというような状況には決してなってございません。やはり、限られた時間を有効的に働いていただくというような形で、現在、指導員の雇用の確保というのも、非常に苦勞しておるところです。ですので、今の来ていただける指導員の方の労働条件も加味しながら、今の形、お昼からの、学校が休日日でないときはお昼からの、学校が休日の場合は午前からのシフトを組みながらの対応となっておりますので御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代君。

○6番（田代哲郎君） 指導員のことについて、質問ですから伺いするんですが、公設公営ではこういう補助金の活用ができないのかということで、少しお伺いします。

ここ数年、学童保育にかかわる国の補助金が増額されています。特に、子供を保育する指導員の処遇改善や、増員を目的とした補助が新規に創設されています。その一つは、放課後児童支援員等処遇改善等事業で、これ2015年度より予算化されています。学童保育所の保育時間が延び、必要な指導員の労働時間も延びていくことに対して、賃金の引き上げや、増員をしていくための補助金です。

もう一つは、放課後児童支援キャリアアップ就労改善事業で、これは、2017年度よりの予算化です。指導員が経験を重ねていくことに対する、賃金の引き上げができるよう、経験年数に着目したものです。こうした補助金は、公設公営のこの町の学童保育では、指導員の処遇改善の予算として、反映させることができないのかどうか伺います。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） ちょっと直接的にはその補助金という要素ではないのですが、もともと学童保育所に係る経費は原則全て補助対象になってございます。ですので、もちろんその単価が上がった分というのも、ちゃんと補助の対象になりながら、国なり県なりの補助金はいただいているというような状況になってございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代君。

○6番（田代哲郎君） 実は、8月30日に紀の川市の丸栖っ子クラブという学童保育を見学してきました。近隣市町村の学童保育など、見学することも必要で、そこに紀の川市がどういう学童保育の運営の仕方をしてるのか、見学する必要性に迫られたので行ってきました。丸栖小学校のすぐそばにある2階建ての学童保育です。JAの支店だった建物を市が買いとって、全面改装して学童保育として使用している。紀の川市は、ほとんどがそうですが、公設民営で、保護者会が運営委員会をつくって運営しています。定数は25人で、定数いっぱいの登録だそうです。指導員は常時3人の配置をしています。紀の川市というのは、学童保育にかなり力を注いでいるようです。

これは、紀の川市からもらったパンフレットですが、例えば、いろいろこんな学童保育をいっぱい、市の財政でつくって運営している。この西貴志こどもくらぶというのは、木造平家建てで、床面積が250.73平米というかなりの広さを持った、中のあれを見ると、非常に広い教室を使っています。総工費が5,562万円ということで、平成28年の5月から開設してるようです。これは、全国学童保育連絡協議会という学童保育がいっぱい加盟してる場所が出て、日本の学童保育という、最新号は学童保育の設備と環境を考えるという特集になっています。これなども、一応取り寄せて、目を通していただければ、学童保育のあり方がどうあるべきかということが、非常に細かく書いてありますので、ぜひ勉強してほしいなと思います。

言いたいのは、放課後児童健全育成事業は、子育て支援の一つです。ここのところき

ちっと位置づけて、こども園や保育所と同じ位置づけでの施策が必要だと思いますので、この点についての考え方をお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 先ほど、田代議員申していただきましたとおり、学童保育には果たすべき機能が十分いろいろ備わっているというのは十分認識してございます。もちろん、子育て、できるだけ子育てしやすい環境の紀美野町ということで、お申し出いただいた方は、できるだけ断ることなく、限りなく全ての方に入所いただけるような形で、現在、取り組んでいくところでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代君。

○6 番（田代哲郎君） 学童保育ばかりに時間をとるわけにもいきませんので、人権教育の問題について、さらなる充実について、2 点目の質問を行います。

町民全体としての人権講座というのは、私も何回も受講しましたし、職員、議員を対象にした講座も来月開かれることになっています。人権教育の講座というのは、この町は非常に熱心に取り組んでいることは理解しています。ただ、優勢思想であるとか、そういうことについての考え方、どうあるべきかということ、7 月 26 日から何日間かは、津久井やまゆり園のあったところに、花束を手向ける献花台が設けられたんですけど、そこに、献花にきた車椅子の女性がこう言ってます。あれは、私たち全員に向けられたやいばだと、1 人のやいばによって、多数の入所者が死傷した津久井やまゆり園の端的にあらわす言葉だと思います。社会のために仕方がなかったといまだに自身の声を正当化している被告なんですけど、深刻なのは、事件の後にもこうした考え方が世に脈打っていることです。例えば、L G B T は生産性がない、子供を産まないほうが問題だとか、相も変わらず政権等から湧いてくる差別や偏見、それからヘイトスピーチや、ヘイトクライムという同犯罪、弱者に対する攻撃も社会に不安と不信を広げています。

さきの参議院選では、重度障害を初め、複数の障害者が当選しました。役に立つか立たないか、生産性があるかどうか、そんな物差しで人間をはからせない社会をつくるためにも、活動の保障とともに、旧態とした政治に風穴を開ける役割を期待したいと思います。

全ての障害者がほかの者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態尊重される権利を有するとは、日本も批准している障害者権利条約の条文です。まさにそれは憲法にある全て国民は個人として尊重されるということに重なります。そういうゆがん

だ価値観によって引かれた線を踏み越え、互いの性を認め合う視点での人権教育が求められると思いますが、その点についての考え方をお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 田代議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、障害ある、ないにかかわらず、お互いの人権の尊重というのは、非常に大切なことです。誰もが生き生きとして、また生活を送れるということ、その共生の社会というのを目指しながら、また人権教育というのを進めてまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） 2019年に同姓婚を容認することを求める訴訟が、全国4都市で始まりました。同姓パートナーシップ条例、制度を持つ自治体は全国20の自治体で、これは、ことしの4月現在ですが、20の自治体に広がっています。

日本経団連が実施したLGBTの企業の取り組み、LGBTへの企業の取り組みに関するアンケートでは、90%以上の企業が性的少数者に関して、社内の取り組みが必要と回答しています。性的マイノリティーに対する差別をなくすための運動が、社会を大きく動かしているのも事実です。同時に、多様な性のあり方への無理解や偏見に苦しみ、自尊感情を育てることができずにいる子供や、若者たちもいます。本人の性のあり方を同意なく第三者に暴露してしまう、アウティングの問題など、まだまだ克服すべき課題が多いと言えます。内閣府の自殺総合対策大綱では、LGBTの自殺人数の割合が高いことなどについて、無理解や偏見などがその背景にあると指摘しています。性同一性障害など、LGBTは、人口の約5.2%とされますが、その存在をほとんど認識されておらず、心ない言動に傷つき、孤立感を抱くことが多いと言われます。

多様な性のあり方も認め合う社会ほど、社会の全ての構成員が個人の尊厳を大事にされ、暮らしやすい社会となると思われます。

町で優勢思想や性的マイノリティーなどをテーマにした研修なども、具体的な取り組みが必要だと思うんですが、その点についての考え方をお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 田代議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど、おっしゃっていただきましたように、人権というのは非常に幅広い分野がございます。その一つの分野としても、LGBT、性同一性障害とかっていうような話題

につきましても、十分講演なり、研修のタイトルとして、また取り入れていければなど考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 6 番、田代哲郎君。

○6 番（田代哲郎君） そういう取り組みをしていただけるということですが、2017年、2年前の3月議会で、LGBTなど性的マイノリティー児童生徒への対応について質問しました。その際に申し上げたことですが、LGBTの子供が学校で困りやすいことは、2つあると言われます。一つは、さん、君など、敬称、持ち物の色、名簿や出席順、トイレや修学旅行の部屋など、男女で分けられているものです。

2つ目は、LGBTの児童生徒がいないことが前提となっていることで、男の子は男らしく、女の子は女らしくというジェンダー規範に基づいた考え方です。みんな異性愛者であることを前提とした考え方で、それに当てはまらない子供は、いづらさを感じる言われます。それと、LGBTと切っても切り離せないのは、いじめだと言われています。LGBTの子供の約7割がいじめを受けていると言われます。

若者に対するいじめの対策や、自殺対策に取り組む団体の調査によると、性同一性障害の3人に1人が不登校を経験し、62%は自殺念慮が、10%は実際に自殺未遂をしているというデータがあります。こうしたことは、人権の問題として、教育段階から、配慮や対策が重要だと思います。その点についての教育委員会の考え方をお聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 学校教育の立場としては、人権教育というのは、人権を尊重した意識を高めるというのは、非常に大切なものと認識してございます。やっぱり人それぞれが生まれながらに持って、必要不可欠な大切な権利やということで、自分の大切さもさることながら、他人の大切さというのも十分認識しながら、学校教育のほう進めてまいってございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、田代議員の一般質問が終わりました。

続いて、1番、桐山尚己君の一般質問を許可します。

（1 番 桐山尚己君 登壇）

○1 番（桐山尚己君） では、3点、質問させていただきます。

まず、1点目です。役場の自己変革能力についてお伺いいたします。

先般6月の一般質問では、紀美野町役場の自己変革能力と、その取り組みについて伺いましたが、今回は、この点について、さらに掘り下げて質問いたします。

世の中が劇的に変化する中で、紀美野町役場では、これまで自己変革の努力をされてきたことは先般伺いましたが、では、これまでの自己変革の努力が、具体的にどのような形となってあらわれてきているのでしょうか。

近年、実際に行った新たな試みに関し、その内容、進捗、及び成果についてお答えください。

また、新たな試みが残念ながら失敗に終わった事例には、どのようなものがあるのか、これについても、具体的にお答えください。

2点目です。風力発電施設建設計画について質問いたします。

近年、主に気候変動によるものと思われる自然災害の増加や、激甚化が全国的に見受けられます。とりわけ、台風の大規模化などに伴う大規模な土砂災害や、水害は、毎年のように、全国のどこかで起こっています。紀美野町においても、昨年、梅本地区等において、土砂災害が発生したばかりであります。そのような中、和歌山県の土砂災害マップが最新のものに更新され、当町においても、そのデータをもとに、このような紀美野町土砂災害ハザードマップなるものが作成され、町内の各戸に配付されております。

いたずらに町民の皆さんの不安をかき立てるつもりは毛頭ありませんが、このハザードマップを見る限り、町内の多くの住宅地を初め、山や谷のほとんどが危険地域に指定されています。地質学者の先生のお話を伺うと、この地域一帯は、過去にも土砂災害が発生した形跡がところどころで認められるようです。

我々は、豊かな自然の恩恵を享受しつつも、常に自然災害、とりわけ土砂災害や水害による被害を想定し、防災や災害発生時の対応に備えなければなりません。そして、それは、役場、議会、そして、町民の皆さんが一体となって取り組むことであります。

さてここで質問です。現在、この紀美野町を中心とする土砂災害危険指定区域に、40階建てビルに相当するような、高さ150メートルの大型風力発電施設を建設するという計画がございます。しかも、1基や2基というのではなく、43基というおびただしい数の風力発電施設です。

このような土砂災害危険指定区域に、数多くの巨大風力発電施設を建設した場合、どのようなことが起こるといふふうに想定されるのでしょうか。町民の健康と安全な暮らしを確保しなければならない首長としてのリスクマネジメント、つまり、危機管理の観点

からお答えください。

3点目です。世界民族祭についての質問です。

世界民族祭は、真国地域で始まり、今や全町規模の地域活性化イベントとなり、今年で11回目を数えます。地域の高校生や大学生を初め、地域内外の大人を巻き込んだこの一大イベントに、町はどのような意義を見出しているのでしょうか。現在、このイベントの主催者は、世界民族祭実行委員会という町民主体の団体ですが、後援として、和歌山県を初め、紀美野町、紀美野町教育委員会、そして、我々紀美野町議会も名を連ねています。

町民主体のこのイベントを全町を挙げてバックアップしていこうという意思のあらわれであるわけですが、町としては、この一大イベントを、今後どのように発展させていきたいというふうにお考えでしょうか。

以上、3点につき、御答弁をよろしくお願いいたします。

(1番 桐山尚己君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、桐山君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） 桐山議員の1点目の役場の自己変革能力についての御質問にお答えいたします。

平成28年度から国で地方創生拠点整備交付金というものが創設され、未来への投資を実現する施設整備の支援が実施されています。当町においても、当初交付金事業の実施の通知を受けた後、検討を行いました。募集から申請までの期間が短く、申請を断念した苦い思いがあります。

そこで、平成29年度では、当町における施設の有効利用や当交付金事業の採択を目指して美里支所の有効利用、文化センターの整備、美里の湯かじか荘の整備、道の駅整備の4つのテーマを掲げ、庁舎内でのプロジェクトチームの立ち上げを行いました。

プロジェクトチームの立ち上げについては、その責任の所在を明らかにするため、テーマを所管する所属長をマネジャーに、課の担当職員をスタッフに任命し運営を行わせ、プロジェクトメンバーとして所属部署以外から5人選任しチームといたしました。

プロジェクトチームのメンバー選考においては、3つの条件を設けました。1つ目は、経験と柔軟な発想を汲むことができるよう、また若手育成のために、主任係長級から2

名、主査から1名、主事・主事補から1名の枠を設けました。2つ目は、女性目線や子育て目線などを大事にしてもらうため男女共同参画を図ることとしました。3つ目には、企画提案の手法をリードしてもらうことを期待し、研修協議会などの研修を受けている職員を1名含むこととしました。

それぞれのプロジェクトにおいて、情報収集や企画の練り上げなど検討を重ね、3月に検討結果報告会を設け、町の三役への報告を実施しました。検討された提案については、例えば、美里支所においては、1階に庁舎機能のほか、商工会やシルバー人材センターが入った複合庁舎、2階には図書室の機能、3階には公民館機能をという提案がありました。交付金事業には至っておりませんが、平成30年度ではこの案をもとに、商工会が美里支所内に入り、有効活用を進めているところでございます。

残る3つのプロジェクトについては、平成30年度においても検討を続けているとともに、新たにふるさと納税の拡大についてテーマを1つ追加し、再度4つのプロジェクトを行っております。

プロジェクトでの検討をもとに、本年度予算においても文化センターにおける中庭の改修事業、美里の湯かじか荘の基本計画策定らの予算化が行われており事業化へと進みつつあります。

ふるさと納税については、これまで物を対象としてきた返礼品について、体験や施設利用券などに拡充できないかという提案もあり、担当課で現在も商品化に向け取り組んでいるところです。道の駅については、施設内に設置されている機能についての提案がありましたが、立地条件が定まらないということで現在具体的な形として成果は上がっておりません。

プロジェクトに参加した職員は、それぞれのテーマに向かい合い、回答を導き出すプロセスを学ぶ機会にもなったのではないかと考えております。

当町は、合併後におかれた厳しい財政状況から、まずは健全化を図ることとして経費を見直す、削減をするということを優先せざるを得ない時代を過ごしてまいりました。しかしながら、著しい人口減少や地方創生の流れの中で、これまで以上に企画能力を持つ職員がますます必要となってきていると強く感じているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君)

住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長 (仲岡みち子君) それでは、2 番目の風力発電施設、建設計画についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、町土砂災害ハザードマップでは、町内多くの地域が土砂災害の危険箇所指定されています。これら危険箇所エリアにおいて、事業のために土地の形質変化を行うことは、一般的に考え災害発生の起因となり得る可能性が高いと考えられます。

風力発電施設に限らず、このような土地を開拓する場合は、土壌土質、周辺環境の十分な調査を行い、専門的な見地から最も適した工法等を選定することで、安全確保を図り、できる限り災害等のリスクを回避、行うことが必要であると考えてございます。とはいいいましても、昨今の台風や地震等で多くの災害が発生しており、自然の力ははかり知れず脅威であると感じています。

危険箇所事業を計画する場合は、十分な調査と分析を行い、安全確保を第一とした取り組みが最も重要であると認識してございます。

風力発電施設建設計画につきましては、環境アセスメントが全く進んでいない状況であり、詳細なデータが何ひとつありませんので、それに対する評価はできません。今後、環境アセスメントが進められるのであれば、適切な調査が行われ、それに基づく詳細なデータや分析が提出されます。そして、それに基づく工法等も提案されると思いますので、そのときは、慎重に考査検討し、指導すべきところは指導していきます。

いずれにしても、環境アセスメント調査が進められておらず、建設候補地も決まっていない状況では、評価、判断はできませんので、このことを御理解いただきまして、簡単ではございますが、風力発電施設建設計画についての答弁とさせていただきます

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) まちづくり課長、山本君。

(まちづくり課長 山本訓永君 登壇)

○まちづくり課長 (山本訓永君) 私からは、桐山議員の3 番目の御質問、世界民族祭についてお答えいたします。

2007 年4 月にりら創造芸術高等専修学校が真国地域に開校され、新入学生が入ってきたことは地域の刺激となり、また、途絶えていた地域芸能の真国御田の舞が復活し継承されたことは、地域の人の喜びでもあると思います。

また、地域に学ぶ授業の中で、ブドウハゼの研究や納豆の歴史を調べるなど、地域とのかかわりを積極的に深めてくれています。

議員御指摘の世界民族祭は、ことしで11年目を迎えており、芸術を通して地域と世界を結ぶという、他にはない取り組みであり、真国地域の活性化だけでなく、町のPRイベントとしても大きな役割を果たしていただいております。

町といたしましても、この世界民族祭の趣旨に賛同し、スタート当初から継続して支援を行ってきたところです。

また、ことしからは大成校舎の生徒もかかわり高校間交流と、交流人口の拡大や、紀美野町の観光のPRになっていると考えております。

今後、どのように発展させていくのかにつきましては、民族祭は世界民族祭実行委員会が主体となり実施してきたものであり、町としましては、現段階では申し上げる立場にないものと考えております。しかしながら、先般、民族祭実行委員長と、りら高校の校長先生たちが役場へ来られ、今後の民族祭についてのあり方を一緒に考えていただきたいという申し入れがあり、今後、世界民族祭のあり方についての検討会を発足させるということになってございます。

以上、答弁とさせていただきます

(まちづくり課長 山本訓永君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い、質問、答弁をしてください。

1番、桐山君。

○1番（桐山尚己君） まず1点目、役場の自己変革能力についてということで、細峪課長のほうからお答えいただきましたけれども、先ほど、4つプラス5つ目を加えた5つのプロジェクトということで、町の職員の皆さんに、プロジェクトチームを組んでいただいて対応していただいているということですけれども、その5つの内容全てが、基本的には私が考えるには、町の課題であって、やっていくのは当然のことだと、そこに、自己変革というものをどのように取り入れているのか、何をもって自己変革というふうにおっしゃっているのかというところを確認させていただきたい。新たなプロジェクトチーム、横断的なプロジェクトチームをつくって、若い人から女性から、忌憚なく意見を集めて、それを上に上げていくと、そういうやり方今までになかったと、だけ

ども、こういう新たな試みをしているんだと、そういう点なのか、それとも全く別のことなのか、この点についてお答えください。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 役場の自己変革、役場自体、役場は物でありますので、これでは、変革は伴いませんので、役場の変革というのは、やはり、職員、特に人材育成、これに尽きると私は考えております。この人材育成に取り組むこと自体、一つの役場の変革につながっていくのではないかとということで、先ほども申しましたが、今までは、財政面を立て直すというようなことでありましたが、このような多様化する社会の中で、いろんな方々のニーズや要望、また社会変革の中で、いろんなことに気づいていないといけないと私は思っております。ですから、自分の持ち場だけのことを考えても、なかなか成長はしていかない。役場全体を見渡すには、やはり、この職場間においてでも、いろんな意見を出し合う、オフサイトミーティングというんですか、そういうものもどんどん実施をして、そして、職員の自主性を引き出していったり、問題意識とか、学習意欲を向上させる。こういうことが、役場職員の資質の向上につながっていく、しかし、役場職員だけが、変わっていても、役場は変わらない。やはり、地域の住民の方々、いろんな方々の御意見を取り入れて、そして、それをいろんな意見をもんでいって、1つの案をつくったり、そういうことの過程が非常に大事であると考えておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山君。

○1 番（桐山尚己君） つまり、自己変革の具体的な努力として、先ほど申し上げたような、新たなプロジェクトチームをつくって、職場横断的にいろんな意見を募り、それを上げてもらい、新たなチャレンジにつなげていると、そういう理解でよろしいですか。

そこでもう一つ、最初の質問にまだ答えていただいていない部分があると思うんですけれども、失敗を具体的にした事例、こんなことをしてみたけれども、うまくいかなかったというその事例について何かあればお答えください。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 私ども今、記憶の中では、明らかにこれはえらい失敗やったというのは思い浮かばないんですが、いろんなこのプロジェクトにしても、継続

中でありますので、どれが失敗とか、どれが成功というのはなかなか言いづらいんですが、いろんなこと取り入れて、いろんな意見を出してるという部分に関しては、肯定的に評価していいんじゃないかと思ってます。

それで、議員の御質問の、明らかな失敗とか、そういうものっていうのは、ちょっと思い浮かばないんですが、思い浮かばないで、ただ単に、消え去ってるというのも当然あろうかと思うんですけど、ただ、そのどういうものであったかという部分は思い浮かばないので、申し訳ありません。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山君。

○1 番（桐山尚己君） 私は、失敗の例を挙げていただいて、それを責めようとか、非難しようとかいうつもりは毛頭ございません。何か新しいことをやれば、必ず失敗というのはするものだというふうに思ってます。逆に言うと、失敗を経験しなければ、成功にたどりつかないというふうに思ってます。ですから、自己変革をしようと思えば、いろんなことにチャレンジをして、いろんな失敗をして、その失敗の経験から、新たなまたチャレンジをしていくと、その積み上げでしか成功にはたどりつかないというふうに思ってるんです。ですから、今、細峪課長おっしゃったように、失敗、これが失敗と言えるような失敗は思い浮かばないというふうにおっしゃいましたけども、そういう意味ではちょっとがっかりしております。これが失敗なんだと、こういう点について大失敗したんだと、でも、何で失敗したのか、これを自分たちなりに研究してみたと、ここがやっぱりまずかったんだと、じゃあ次はこうしていこうと、その次のステップに向かうような、反省っていうのを、ぜひしていただきたいなと、どんどん失敗をしていただいて、反省をして、次の成功につなげていただきたいなと思います。行政の皆さんは紀美野町だけではなくて、県も国もそうだと思うんですけども、できるだけ、失敗をしないように、確実に、着実にやっていこうというそういうDNAがあると思うんです。でも、本当に変わろうと思ったら、そのDNAは一旦捨てて、失敗してもええやと、どんどん失敗しようやないかと、そういうメッセージを町の内外、ごめんなさい。役場内外です。役場の職員の方、また我々議会、あと町民の方にも投げさせていただいて、どんどんみんなで新しいチャレンジをして、失敗しましょうよと、失敗したから誰の責任とか、そういうことではなくて、これに関しては、ここがうまくなかったねと、よくなかったねと、だから次はこうしようよということを、みんなで考えて、みんなで協力してやっていくべきだと私は思ってるんです。ですから、そういう形のステップをぜひ踏ん

でいていただきたいなというふうに思うんですけども、この考え方に関しては、どのようにお考えになりますか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 桐山議員から、大変、背中を押していただいたような気持ちがいたします。と申しますのも、やはり、役場だけで何とかしていかなんという、そういう意識が今までは強くて、まちづくりであるんで、それはもう役場職員もそうだし、町民の方もそうだし、議員の皆さん方もそうだし、いろんな方々が意見を出してもうたことに対して、それをやっていって、それが残念ながらちょっとうまくいかなかったということになったとしても、それは、皆さんが考えた中での一つでありますんで、失敗しても誰の責任とか、そういうもんでなくて、その時点では、一番それがいいと思ってやったことということでもありますんで、そういう皆さんからの意見を吸い上げたことを、やはり行政としては、実施していくということを基本に、今後もチャレンジを続けて、公務員事務は、前例踏襲主義とよく言われてますが、こういうものは、排除していって、どんどん新たな住民の皆さんのニーズに合った行政に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山君。

○1 番（桐山尚己君） ありがとうございます。ぜひともそういう方向で進んでいただきたいなというふうに思います。

では、2 点目、風力発電施設建設計画についてなんですけれども、町の立場は、よくわかっております。現在、その風力発電施設の環境アセスメントが全く進んでいないと、それは、我々町民が、基本的にこの計画に対しては反対であるということで、8 割を越す住民の皆さんの署名を区長会を中心に集めて、それを知事、町長、事業者、こういった方々に提出してきたわけです。

ですから、町民としては、一切そういう調査であっても、協力はしませんよというスタンスであると、だから、一向に環境アセスメントが進まないという状況だと思うんですけども、私が一つここで申し上げたいのは、風力発電、当然のことながら、環境アセスメントをして、土地の調査をして、ここに 1 5 0 メーターの巨大な風力発電施設を建てることができるかどうかという調査をするまでもなく、一般的な常識的に、こんなところにそんな大きなものを幾つも幾つもつくったら、危険だろうということは言える

と思うんです。それは、我々大人だけでなく、小さなお子さんであっても、それは、まずいんじゃないのというふうに思うはずだと思うんです。

ですから、この計画自体は、私は進むことはないとは思ってます。業者さんが諦めない限り、肅々と彼らは努力はしていくとは思いますが、町民である我々が協力しないという姿勢を貫けば、できないものだというふうに考えています。

町長も、公式には反対だ賛成だというようなことはなかなかおっしゃることは難しい立場にいらっしゃると思いますけれども、以前、いろんな場でおっしゃってますけれども、これは、2017年のこのローカルのフリーペーパーの取材にもお答えいただいて、そのときには、まずは住民の意見だと、住民の反対があれば、町も考えざるを得ないと、住民の意見が第一だというふうにおっしゃってるわけですが、この現状からすれば、住民の意見は、もう反対と、いろんな理由はあると思いますよ、先ほど申し上げた土砂災害の懸念だけでなく、健康問題、景観の問題、その他もろもろあるわけですが、そういうことを勘案した上で、町民の皆さんの8割を超えるような数の皆さんが反対を表明されている。町長は、その反対の表明を十二分に尊重するというお立場であるということは、私はすなわち反対だというふうに理解しております、現時点では。

そこで、一つ、ちょっとこの風力発電から離れるかもしれませんが、お願いしたいなと思っているのは、風力発電の計画が、ここに起こって、町内でかかんかくの議論が戦わされ、こういうところがいいんじゃないの、こういうところはまずいんじゃないの、まずいほうが多いと思うんですけれども、だから、反対をしているわけであって、そういう議論が巻き起こった中で、この土砂災害マップもできてきたと、各戸に配付された。

ですから、この紀美野町というのは、風光明媚ないところですが、基本的に、こういう土砂災害の危険性をはらんでいますよと、ですから、防災にしっかりと意識と力を注いで、役場、議会、町民の皆さんが一体となって取り組んでいかなきゃいけないですよというメッセージを新たに、改めて町民の皆さんに投げかけていただくいい機会じゃないかと思うんです。ですからそういう意味で、風力発電施設建設計画というのを、町としてある意味活用させていただければ、町民の皆さんにも、この土砂災害の危険性というのが、もっと広まるんじゃないのかな、認識が広まるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員の御質問にお答えいたしたいと思いますが、これにつきましては、議員も御承知のとおり、前回の6月議会、これにこれの美濃議員の御質問に対して、私ははっきりとお答えをさせていただいております。それは、先ほど議員がおっしゃられたように、やはり、住民の意見を尊重しながら、私は回答していきたいと、こういうことで、答弁をさせていただいたところでございます。

そんな中でございますが、今、国の政策におきましては、自然エネルギーの活用というのが打ち出されております。しかしながら、その一方では、やはり、自然の景観破壊というのがありまして、また、自然環境を破壊するだけではなしに、土砂災害、おっしゃられた土砂災害の起因となるということもあります。そしてまた、当町におきましては、御承知のように、低周波問題、そしてまた、この当町には、地上デジタル放送に変わったときに、ギャップフィラー方式を採用しています。したがって、この電波を飛ばしてるというこの電波に対しての障害はないかというふうなことも考えられる一つでございます。

そうした中で、やはり、前回で申し上げましたとおり、やはり住民の皆さん方の御意見を尊重しながら、今後、回答していきたい、そうしたことで思いでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山君。

○1 番（桐山尚己君） ありがとうございます。私の認識が正しかったというふうに確信いたしました。

では、3 点目に関して、再質問させていただきます。

世界民族祭についてです。世界民族祭の意義として、趣旨として、こういう形で民族祭の実行委員会から発表がなされておりますので、ここでちょっと確認をしたいと思います。

世界民族祭の開催趣旨、一つ、この祭典は、和歌山県紀美野町に世界の民族が集まり、芸術、音楽、舞踏、食などを通して、異文化間、世代間の交流を図り、お互いの民族への理解を深めることと、主催する側の日本人としてのアイデンティティを再確認することを目的とします。

一つ、祭典によって多くの人を町に迎えることにより、人口の減少により寂しくなっ

た地域に活気を生み出し、文化芸術の発信が都市部からだけでなく、過疎の町からでも十分可能であり、地域活性化の一つのモデルとなることを目的とします。

一つ、未来を担う子供たちが祭典に参加することで、各民族の相互理解で争いのない平和な世界を築くことと、ともに力を合わせて何かをつくり上げていくことの大切さを学び、子供たちがみずから地球を守り、命を育む環境を守っていくための生きる力を身につけることを目的とします

以上、3点が開催の趣旨として発表されております。私は、趣旨に対しては、大変深く感銘を覚えて、賛同するものであります。町も基本的には同じスタンスであって、それをもって後援という形で、フルにサポートをして来られたし、これからもしていくということだと思うんですけれども、1点目の、文化間、世代間の交流を図り、お互いの民族への理解を深めることと、主催する側の日本人としてのアイデンティティを再確認するということなんですけれども、個人的な話で恐縮なんですけれども、私はついこの間まで、このりら、先ほど出ましたりら創造芸術高等学校で英語を教えておりました。

昨今のグローバル化ですとか、多くの観光、海外からの観光客の増加によって、ますます外国人とのコミュニケーションの機会がふえているということで、国の英語教育に対する考え方も、さらにもっと若い、幼いころから英語教育をすべきだということで、小学校の英語の科目化というんですか、1つの科目として英語をしっかりと教えていこうということが、来年度からたしか実施されるようになってると思うんですけれども、私は、基本的に教室の中で、英語を教えるとかいうことよりも、実際に異文化を持った異民族の人たちと、交流して触れ合って、言葉は何かよく通じないんだけど、お互い同じ人間として、身ぶり手ぶりもまぜて、コミュニケーションをとってみようというふうに見えるかどうか、まず、これが大事だと思うんです。ですから、この単語を覚えたとか、この文法を覚えたとか、そういうことではなくて、異なる文化、民族、全く自分の経験していない異質なもののとの交わりの体験というのが、物すごく重要だと思っております。

ですから、この民族祭はそういう意味でも、すごく意義のあるものだと、現在、高校生、先ほどもお話ありましたけれども、海南高校大成校舎の公立高校の生徒さんも参加をされ、さらには、和歌山大学のほうとも今、一緒になってやっていこうということでやってるわけです。私としては、それをさらに発展させて、高校生や大学生だけでなく、地元の中学生や小学生にもぜひ、このイベントに参画をしていただいて、実際に自分たちが、じかに全く違った文化、言葉、習慣、そういった背景を持った人たちと交わ

っていただく物すごくいい機会じゃないかと思うんです。ですから、そういうことを町として、今後は、推し進めていくべきではないかと、これは、もちろん実行委員会がありますから、町の考えだけではできないですよ。できないんですけれども、町としては、実行委員会とも、そういったことを協議しながら、今後のあり方を考えて、こういう形であれば、もっと年齢の若い中学生や小学生でも参画できるんじゃないのというようなことを協議していただければいいんじゃないかなと思うんですけれども、その点について、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員にお答えをいたしたいと思います。

3点目の世界民族祭についての今後のあり方ということであろうかと思いますが、私も、このりら芸術高等学校、これにつきましては、今までの、今日までの活動、これは非常に本当に町といたしまして、ありがたく思っております。といいますのは、町のPRを兼ねた活動をしていただいているというふうなことで、皆さん方も一緒になって、予算的な面でも、いろいろ御協力をいただいております。

そんな中で、このりらの校長先生いわく、芸術に国境はないというふうなことから、やはり、議員がおっしゃられるように、各国との交流、また、他地域との交流というふうなことが、大きな今後の教育の一つの課題になってこようかと思えます。そんな中で、私は、このりらが今日までやってこられた世界民族祭というのは、回数を数えること、10回か11回ぐらいです。そんな中で、この紀美野町にとってのイメージが、これは、世界民族祭いうたら、りらの祭りなんだよというふうなイメージが非常に強い、そうした中から、実は、先ほどもおっしゃられました、この世界民族祭の実行委員会、これが、ひとつ全町含めた、実行委員会を立ち上げて、そして、いかにしてこれを町の1つの祭りとしていくかということで、十分これから検討していただいて、そして町民に、小学校、中学校も含めて、町民全体がこれを祭りとして、認識をするような、そうした実行委員会の持っていく方をしていただいたら、町といたしましても、これはもうやぶさかじゃなしに、やはり、積極的に取り組んでいきたい。そのような思いでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 1番、桐山君。

○1番（桐山尚己君） ありがとうございます。全町挙げて、やはり取り組んでい

くべきだというお考えをお聞きして、大変心強く思っております。これは、先ほど、発表させていただいた、世界民族祭の意義に通じるものでありまして、全ての町民が、この民族祭という機会を活用して、地域の発展を目指していけるいい機会じゃないかなというふうに、私は、個人的には思ってます。

もう一つ、大きな意義としては、先ほど、中学生や小学生の児童、生徒の皆さんにもぜひ参画していただきたいというお話をしましたけれども、子供たちの活躍の場がある意味提供しているわけです。子供たちの勉強というのは、学校で、机の上で教科書を開いて、何かを勉強するということだけではないわけです。実際に、世代を超えて、自分よりも大きな中学生、高校生、また大人、おじいちゃん、おばあちゃん、そういった方も含めて、交流をして、いろんな世代の考え方や、知恵を学んで、実際に自分たちで体験をして、ああ失敗したと、この失敗した経験も先ほど申し上げましたけれども、次のステップにつながっていくわけです。ですから、子供たちにとっては、安心して、この場でいっぱいいろいろやってみて、失敗してもいいんだよと、どんどんいろいろやってみなさいと、責任は我々大人がとると、そういうスタンスで、子供たちに経験の場、活躍の場を与えられたらなというふうに、私は個人的に思ってるんです。学校の教科書をつかった勉強よりも、そちらのほうが、私は大事だと思うんです。それによって、自己肯定感が醸成され、自分を大事にし、自分を好きになり、それによって、初めて他者を大切にできる。そこにつながっていくんだと思うんです。

ですから、先ほど田代議員がおっしゃったような、障害者の方々や、LGBTの方々の人権をないがしろにするような、そういうところとは、全く逆の、自分と違う異質なものを尊重する、認める。一緒に共存してやっていくんだというそういう認識に、必ずつながっていくと思うんです。ですから、ぜひ、この機会をそういう場として、活用していただきたいなというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 桐山議員にお答えをいたしたいと思います。

もうおっしゃられることは、重々わかります。ただ、非常に難しいと申し上げたのは、やはり、この町民に対する認識が、今までの十何回やってきた中で、イメージが強過ぎたと。それと、芸術ということになってきますと、主体になるのは、やはり、りらでなければ、これは運営が難しい、そういうこともかかわってくるんじゃないかと思います。

そんな中で、やはり町内では、4つの高校があります。また、中学校、小学校、そし

て、和歌山大学の生徒さんも来られて、これが一つになって、町民を抱き込んで、1つの祭りとして、やっていくというのは、非常に回数を重ねた、そうした実行委員会のあれが必要でないかと思います。時間もかかるかもわかりませんが、やはり、その1つの目的に向かって、みんなで知恵を出し合いながら、やっていければなというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、桐山議員の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時37分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後10時50分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、11番、美濃良和君の一般質問を許可します。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 私は、5点についてお聞きしたいと思います。

まず初めに、先ほど、桐山議員も質問されておりましたけれども、風力発電についてお聞きしたいと思います。

この風力発電という自然エネルギーに変換すると、そういうふうなところが、さきの東日本大震災、福島での原発事故から始まって、そういう流れがきたわけでございますけれども、この中で、自然エネルギーを進めていこうということと、最近では、自然エネルギーのそういうところを徐々に転換がされてきてる部分があるわけです。特に、太陽光については、徐々にその部分が押されてきているような感もあります。また、経済的にも、ファンドという形で、自然エネルギーが投資の対象と、そういうふうな部分でされてきておったところも、ちょっとファンドもその陰りが出てきてると、そんな情勢にあるわけであります。

そういうふうなことで、さきの6月議会でもお聞きしたように、兵庫県の新温泉町で町長が反対表明すると、この間、兵庫県のその知事さんも実は反対なんだよとおっしゃっているようです。いろいろとバリアを高くして、この問題に取り組んでいくと、ま

た、新温泉町のほうへも、しっかりせいよと、そういうふうなことを知事のほうからとも言われてるというふうな流れがあるようであります。そういうふうな背景があるわけでございますけれども、先ほどから、このアセスメントの話もございましたけれども、今、会社のほうからは、この町に対して、どのような、働きかけというんですか、そういうものが来てるかどうか、また、さっきの話も聞いてたんですけども、環境アセスが住民の同意が得られないから、業者は進めようとしていくことをちゅうちょしてるのか、あるいは、この環境アセスメント、これが以前は100%補助金があったようでありますけれども、今はそれがいないために、それをするについて、財政的な面でちゅうちょしてるのかと、その辺のところも含めて、まず、お聞きしたいと思います。

次に、学校給食の安全問題について、お聞きしたいと思います。

これについても、さきの6月議会で桐山議員のほうからグリホサートについて質問がありましたけれども、グリホサートというのは、今、世界的にネオニコチノイド、それからグリホサートと、これは、どんどんと使ってはならないという、そういうふうなことになるようになってきてるわけです。

ちょっと簡単に申しますと、ネオニコチノイドは、1990年の初めから、ヨーロッパ諸国でミツバチの大量失踪と、ミツバチが減ってるというふうな話がありました。2010年に蜂の大量失踪は、研究の結果、このネオニコチノイドによるものだということがわかってきたようであります。

日本においても、蜂を飼ってる方々が最近多くなってるわけですけども、これは、まさに大敵なわけで、お聞きしてまいりますと、田んぼにあると、田んぼにあったネオニコチノイドの農薬が、水面に落ちると、その蜂が水を飲みたくって、田んぼに行って、その水を飲んだために死んでいくという、そういうふうなことで、今、大きな問題になっております。

この農薬については、単に蜂の問題もございますけれども、発達障害児の遺伝及び環境要因がわかってきとって、この環境要因が大きいということでございますけれども、特に、有機リンやネオニコチノイドなど、農薬の暴露、体にかかることが懸念されると、こういうふうなことで、今、大きな問題になっているようであります。これについて、町のほうも、これから研究をしておかなければ、いろんな点で町にもかかわってくると思いますので、まずこの1点お聞きしたいと思います。

特に、除草剤のラウンドアップ、グリホサートです。これも、余り何遍も言いません

けれども、発がん性、急性毒性、自閉症など、発達障害、生殖系への影響や、妊娠期間の短縮、パーキンソン病など引き起こすというふうな報告がされています。この問題については、大変あちこちでも問題になっておりまして、子供たちの影響というのは心配されるわけでございますけれども、最近、給食のパンを調べますと、このグリホサートが検出されたと、これが、国産の小麦を使ったところでは検出はなかったんですけども、国産のものじゃない、特にカナダ産の小麦に多く検出されたようであります。こういうふうなことの中で、私たちの大事な子供が、こういうことで、先ほどから言ってるように、いろんな子供の頃から摂取した場合の弊害等も考えた場合に、今、給食のパンを今現在、使っているわけでございますけれども、その辺について、町の考えをお聞きしたいと思います。

次に、防災対策ということで、お聞きしたいんですが、ブラックアウトという言葉がございまして、日本では、ブラックアウトは、起こらないと言われておったのが、北海道地震で、要するに、大停電ですね、この大規模停電が起こって、大変な問題になると、この間、NHKのほうで、このことを特集されておりましたけれども、東京都ではこの問題の対策のいろんなシミュレーションをとってきてるようなんですけども、そこでは、特に大震災起こった場合に、各発電所がだめになると、その中で、どれか動かせるところはないかということで、わずか、1%の能力しかない水力発電をまず起こして、それからその電気を使って、回りの変電所等を直しながら、全体にしていくと、こういうふうな形で、進めていくということがされておりました。

去年の我が町のこの紀美野町の停電でも大変大きな問題になったんですけども、ここでの経験は、結局、大阪やあっちのほうが、大変な目に遭ったと、それで、徐々に徐々に、やっぱり人口の多いところから、直しながら、だんだんと我々のほうへ来たというふうに考えた場合、小さな発電所から直しながら、それでも人口の集まったところを直しながら、そしてこっちへ来ると、こうなった場合に、今、千葉県で問題になってますけれども、2週間、3週間、これはもっといく可能性があるんですよね。その中で、紀美野町でもその台風対策、そういうふうな台風やそういう災害対策として、発電機を購入して、水道とか、いろんなところに充てるということできてるわけですけども、その間に、電気を送らなかったら大変なことになるんで、発電機の力を借りなければあかんわけですけども、そうなってきたとき、このずっとフル活動してきた場合に、燃料はどうなるんか、まず水道もあれば、厚生病院の施設も、これ電気がなかったらもう

ほとんど使えなくなってくるというふうなことも考えられます。そうした場合に、町として、例えば、町長以前に言われた、防災基地ですか、いうふうなものでこのいろんなものを備蓄しとくんだということでございましたけれども、最近もその防災基地よりも、燃料については、燃料のスタンドと契約して、何割からもらえるようなことになってるということなんですけれども、長期になってきた場合に、車を走らせなきゃなりませんから、スタンドが絶対これは売れませんということにならんというふうに思うんです。そうやってきた場合に、町としてそういうふうな対策を考えておかなければ、本当に大変なことになってくると、この対策についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、古民家の修復についてお聞きしたいと思います。

町はIターン者を求めているいろんな施策をとってきています。担当のほうでも大変な思いをしながら、ずっとこの間やってこられてると思いますけれども、町から来られる方々が、この町に住居を求めるということで、その場合、我々やったら、この新しい近代的なというふうな感覚になってしまうんですけれども、町からの方々は、その古民家を求めると、そういうことが多いように聞きます。しかし、古民家は、修理の費用が結構たくさん要るということで、この間もそういうことで、見てもらった家の修理費用が相当大きなものにかかるので、町としても、また県もそういうIターン者への補助金等の対策としておられますけれども、それでは足りない。こうなるとまいりますと、せっかく来てくれる方々があるのに、町としてそれに答えられないということになってくることもあるわけでございますけれども、補助金、また、どうしてもそれでもこの町についていう方々に対しては、ある程度、莫大な補助金というのは当然出せませんから、借金ですか、そういうものを有利に、有利というんですか、借りやすい形でできるような、そういう施策というものも考えなければならんというふうに思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

次に、最後に、今、私も大変気になるんですが、テレビを見ていますと、まさに韓国嫌いだと、嫌韓の報道が本当に毎日、毎日のように流されています。

これは、こういうことでよろしいんかどうか、自治体によっては、観光客を来てもらうことによって、そのお金でもって、大きな財政、その町の市の財政になってるところが、大きく減ったがために、市の運営が厳しく、そこにまで影響してきてると、そういうところもあるようであります。

事の起りが、徴用工問題から起こっているんですけれども、徴用工問題は、ちょっ

とだけ申しますと、この問題については、日本の裁判所でも、個人の問題と、国がとった日韓請求権協定、それとまた違うんだという日本の裁判所でも出してるし、前の河野太郎、前の外務大臣もそのようにおっしゃっておられます。

西松建設と、中国の方が、この問題で裁判になりまして、結局、この場合は、西松建設と、この中国の方との和解で、お金を払って、中国でできて、何で韓国でできやんのかと、こういうふうな問題もありますけれども、何にしても私たちは、人権問題を勉強させてもらってきましたけれども、あらゆるところで仲よくしていくことが、その人権問題の基本だというふうに、私は思ってるんですけども、こういうふうにこの町にとっても、観光というのは一つの大きな産業というふうに考えられて、I ターンの方々や、町の方々も取り組んでおられる。その中で、1 人でも多く来てもらおうと、それが1 個1 個つまみ出しては、韓国悪いという、そういうふうな報道で終わっていいんだろうかと、町としても、そういう人権的な問題から、今のそういう報道だけじゃなくって、町民の皆さん方に、知ってもらわなければならないことあるんじゃないかというふうに思いますが、このことについての見解をあわせてお聞きしたいと思います。

以上、5 点、御答弁をお聞きしたいと思います。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、美濃君の質問に対する当局の答弁を求めます。

住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長（仲岡みち子君） それでは、1 番目の風力発電についての御質問にお答えいたします。

6 月議会において、御質問いただき回答させていただいていますが、その時点から地元調査区域の反対もあり、現地調査等には入れていない状況であります。そのため何ら進展はないと認識してございます。前回も申し上げましたが、事業に進展があれば随時、事業者から報告いただくようお願いしています。

また、念のため9 月1 1 日にこちらから事業の進捗状況について確認しましたが、進展はないとの報告をいただいております。また、会社は町に対して何らかの働きかけをしているのかという御質問ですが、町としましては、どんな小さな動きでもいいので報告もするように、事業者に情報を密にいただくようお願いしていますが、事業者から町に対して要望等はございません。今後も事業者、近隣市町村の動向を注視してま

いりたいと考えております。

以上簡単ですが、風力発電についての御答弁とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長 (曲里充司君) 美濃議員の２点目の質問、学校給食の安全についてお答えさせていただきます。

日本で消費される小麦粉の約９割は輸入小麦からつくられています。これら輸入小麦は、日本政府によって一括で買い付けされ、国内の製粉会社に売り渡されます。小麦の輸入から製粉会社に売り渡されるまでには政府による各種の検査が行われております。

まず、輸出国の港では、農林水産省による船積時検査が行われております。これは輸入現品の安全性を確認するための検査で、船積時に検査を実施し、合格したもののみを買い付けします。検査項目は、カビ毒並びに小麦に個別の基準値が設定されている輸出国において使用実態のある農薬及び遺伝子組み換え項目です。また、同時にサーベイランス検査も行われ、輸出国の農薬の使用実態を調査・監視し、船積時検査項目を選定するための調査となります。その後、船により日本国に入港した後、厚生労働省による輸入食品等の食品衛生上の状況を幅広く監視するためのモニタリング検査が実施されます。

これらの検査で、食品衛生上問題のある小麦は輸出国等への積み戻しまたは廃棄処分となります。農林水産省は、小麦の輸入時にカビ毒、重金属及び残留農薬等の検査を行い、食品衛生法の残留農薬基準等に適合した小麦のみ買い入れを行っております。これらの検査をクリアした小麦を製粉業者が買い取り、製粉された小麦粉がパンなどを製造する食品メーカーに卸売りされ、そこで加工された製品が私たちの食卓や学校給食に届けられる仕組みとなっています。

以上のことから、日本政府によって適正に管理された小麦粉を使用して製造されたものと認識しています。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) 美濃良和議員の３点目の防災対策についての御質問に

お答えいたします。

まず、9月9日に千葉市付近に上陸した台風15号におきまして、関東地方が多大な被害を受けました。特に千葉県内では現在も大規模な停電や断水が続いているようでございます。被害を受けられた方々には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を願っているところであります。

当町におきましても、昨年9月4日における台風21号により、非常に長期間の停電があり、日常生活に大きな支障が生じたという記憶がよみがえってきたところであります。

さて、当町の停電対策といたしましては、現時点で55台の自家発電機を購入しております。また、昨年の長期間の停電を受けまして、各地区の主要施設に発電機を配備いたしました。今年度の新たな対策といたしましては、地区の自主防災組織を対象に、活動等支援事業を創設し、資機材の購入などに補助しております。補助の対象といたしまして、昨年度の経験を踏まえて発電機の購入を強く推奨しており、実際に多くの自主防災組織が既に発電機を購入しているところです。

なお、御質問における燃料ガソリンの備蓄についてですが、性質上、大量の備蓄は困難でありまして、本庁等に20リットル程度備蓄しており、災害が発生すると予測される場合には、事前に診療所や地区公民館などへ配ることとしております。また、JAながみねや野上美里ガス協同組合とも災害協定を締結していることにより、災害時における燃料等の入手手段についても確保している状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) まちづくり課長、山本君。

(まちづくり課長 山本訓永君 登壇)

○まちづくり課長(山本訓永君) 私からは、美濃議員の4つ目の御質問、古民家の修復についてお答えいたします。

移住者にとって住居は最も重要な事項の一つであり、必要不可欠な要素であります。

町では、移住者に対してさまざまな支援策を実施していますが、住居の確保については、次の2つの事業により財政的支援をしているところでございます。

1つは、移住推進空き家活用事業空き家改修補助金です。

この事業は、まちづくり課が窓口となり実施される和歌山県の事業で、町の移住支援

を受けた県外からの移住者が住居として空き家を改修する場合、８０万円を上限として改修費用の３分の２を補助する制度でございます。

もう一つは、窓口を企画管財課とし、町が実施する定住促進補助金でございます。

この事業は、町内に定住の意思を持つ５０歳未満の者が、町内において住宅の新築または購入、住宅の増改築及びそれに伴う土地の購入に係る費用に対し補助する制度で、移住者の場合、住宅の取得費が２５０万円以上の新築または購入なら５０万円、２５０万円以上の増改築だけでも３５万円で、最大５０万円、また土地購入についても最大５０万円の補助を受けることができます。

空き家となった古民家を住居とする場合ももちろん対象となります。

以上のとおり、種々条件はございますが、移住者の住居確保につきましては、県と連携した補助事業、また町独自の補助事業の２本立てで支援しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(まちづくり課長 山本訓永君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

(産業課長 米田和弘君 登壇)

○産業課長（米田和弘君） 私からは、美濃良和議員御質問の５番目の人権についてお答えさせていただきます。

世界人権宣言は、第２条で、個人の属する国または地域を問わず、その国または地域の政治上、管轄上または国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならないと位置づけられております。

議員御質問の趣旨である、客人に対する日本のおもてなしの精神は、国際社会でも高く評価されているところでもあります。

御指摘のとおり、現在、日韓関係は、輸出規制や徴用工問題などにより悪化しており、韓国からの訪日旅行に影響を与え、先月、日本政府観光局が発表したところによると、ことし７月の訪日外国人客数について前年同月比５．６％増の約２９９万人、韓国からは約５６万２，０００人の７．６％減となったとしています。

さて、「訪日外国人観光客“０”の町」の観光ＰＲムービーで話題となりました紀美野町には、ススキの群生地である生石高原や大型望遠鏡を備えたみさと天文台、のかみふれあい公園などのほかに、最近では今まで注目されていなかった満天の星空やブドウハゼや古民家などの新たな資源がさまざまな媒体で取り上げられ、テレビやＳＮＳなど

の影響により、多くの人の注目を浴びるようになってまいりました。また、それらの需要の高まりに伴い、町を訪れる外国人観光客も少しずつではありますが、年を追うごとに増加傾向となっております。

町といたしましては、日本人、外国人を問わず、個人旅行が主流となる新しい観光の流れの中で、さらに地域資源を発掘し、磨き上げることで、観光客のニーズを満たし、少しでも滞在時間をふやすことにより、さらに町の魅力を発信していくことが重要であると考えます。

来年にはオリンピック、2025年には大阪万博等大きな国際イベントが控えており、さらなるインバウンド観光客の増加が期待されます。利用者のさまざまなニーズの中で、今後の新たな展開について研究し、対応策を強化し、インバウンド客の誘致をどんどん進めてまいりたいと考えますので、御理解賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 米田和弘君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い、質問、答弁をしてください。

11番、美濃君。

○11番（美濃良和君） 風力発電の問題でございますけれども、会社からはこのことについて報告もなければ要望もないということでございましたけれども、一つには、先ほど環境アセスに入らないことについての説明、要するに地権者、地権者というんですか、町民の反対が強いので入れないのか、その辺のところはどうであるのか、もう一度お願いします。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） 先ほども説明させていただいたんですが、区長会初め地元調査の調査区域の反対もあり、現地の調査はできていないということでございますので、入れない状態でありますということでございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃君。

○11番（美濃良和君） では、アセスに入れないというふうなことは、当然、準備書もつukれないということにつながっていくわけですね。ですから、町民が反対の立場をとれば、こういうふうに入っていけないということで捉えてよろしいのか、もう

一度お願いしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

○住民課長（仲岡みち子君） そういうことになります。調査する区域において、機器を設置して調査に当然入ります。その間、2年間かかります。そうしたことから、基本的に地域、地主さんから了解を得ない限りは調査に入れないということになっていますので、そういうことになります。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃君。

○11番（美濃良和君） それと、先ほど桐山議員への答弁で町長が、要するに町民84%のこのことに対する反対と、そういうものがある以上、町としてもその中での考えであると、こういうふうに答弁されましたけれども、それでよろしいのか。

それともう一つ、できれば兵庫県ではそういうふうに町長も知事もそういうような方向で大開発に対して反対の立場であるようでございますけれども、町長、もう一度その辺についてお答えいただけたらと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えいたしたいと思いますが、私は、先ほど賛成とも反対とも、そういうことは一切言っておりません。まだ現在ではそうしたことを発言する時期じゃないと。ただ、住民の皆さん方のそうした御意見を真摯に受けとめながら今後回答していきたい、こういうことで申し上げたつもりでございます。今後、そうした時期も来ようかと思しますので、その節にはまた皆さん方にお答えいたしたい、そのように思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃君。

○11番（美濃良和君） この問題をやっているうちにちょっと終わりそうにないので、次に行きたいと思います。

学校給食の問題について、先ほど課長さんのほうから輸入小麦が90%あると。こんだけ今、穀物の需給率がどんどん落ちてきているわけですね。エネルギー換算でも40%あったのがもう37まで下がっているというふうに大変なことであって、それが結局、あっちこっちの農村に過疎を生んでいるということにもつながっているかというふうに思うんですけれども、とりあえず子供たちの安全で、グリホサートについて確認がされていないと、検出についての確認がされていないのかどうか、その辺についてはど

うですか。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 現在のところ、確認はとれておりません。メーカーには問い合わせましたが、残留農薬ということについては把握していないという回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃君。

○11番（美濃良和君） メーカーはそういうことに言っているけれども、実際に学校給食で使われているパンの中で検出がされているんですよね。その辺について、安全性をやはり確認していくということについて必要ではないかというふうに思います。でないと、後から何かでわかったということになっても、子供たちが食べているものですから、その辺について聞きたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 現在のところ、食品衛生法等の規制に基づいて流通されている小麦であるという認識でございます。ですので、日本政府によって適切に管理された小麦を使っているという認識でございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃君。

○11番（美濃良和君） 以前、輸入冷凍ハウレンソウの中から農薬が検出されて、徐々にそれが、民間の分析センターでそれが発見されて大きくなっていったというふうなこともございますけれども、こういう実際に今回のグリホサートの問題については、民間の分析センターのほうで検出されたということから今徐々に問題になりつつあるかというふうに思うんですけれども、その辺について万全の対策ということが必要じゃないかというふうに思うんです。

それともう一点、紀美野町においては、パンと、それから米飯、それがどれくらいの割合になっているのかもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 実際に納入されているパンについての残留農薬の検査データというのは現在持ち合わせておりません。ましてや国産の小麦を使った残留農薬のデータもない状態でございますので、一町がその都度食材の残留農薬を検査しても、

なかなか費用もありますし、時間もかかりますし、人体にどれほどの影響があるのかというのも現在のところ明確な判断基準を持っていないまましてしまうというのはちょっと難しい状況にはあると考えてございます。

現在、町内の小・中学校におけますパンの給食ですが、月に一、二回程度となつてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃君。

○11番（美濃良和君） 米飯がうちの町では多いということであつて、米飯についてもそういうふうな点で米飯のほうが安全であるというところと言えるわけでございますけれども、パンについて、回数は少ないといえども、結局、家庭でパンを食べる方々も多いと。それと、学校でもそれに対して、回数は少ないですけれども、パンが出ているという子供たちであるかというふうに思いますけれども、民間の調査、分析をしてくれるところにサンプルを送るにしてもそんなに何万もかかるというふうな金額ではないかというふうに思うんですけれども、そういうようなことについての調査を今、財政の、お金の問題を言われましたけれども、そういうふうに大きな金額でないとしたらやってはどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 現在のところ、どのような農薬がどれくらい人体に影響してくるのかというような、現実的に私、科学者でもございませんので、明確な基準を持ってございません。その中で、すぐ検査するというような状況には現在ところないものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃君。

○11番（美濃良和君） 検査をすることもないと、そういうふうにおっしゃられましたけれども、この問題についてはやはりこれから問題になってくる可能性があるわけでございますけれども、とりあえずは今回は置いておきますけれども。

ちなみに、山田俊男という自民党の農政連から送られた、国会におられますけれども、この方が今SNSでもって外国でのグリホサートの問題が大変なことになってきていると。特にカナダにおいては、小麦を収穫するのに乾燥させて脱穀の機械に入れるんですけれども、畑で乾燥させるらしいですね。雨のこともあるから、除草剤、枯らすらしい

んです。枯らしておいて、乾燥して入れると、それが非常に時間が省けるということでそうされているようなんですけれども、これが結局、今回の問題になってきているんじゃないかと。カナダはほぼ全量、アメリカは90%の小麦に問題があるというふうに言われておりますけれども、一応この問題については問題提起とさせていただきます。

次に、防災対策なんでございますけれども、今、本当に千葉県のお話を聞いていると大変ですね。これは、台風ですので、場所が限定されていると。しかし、これは、大震災、南海トラフとか、それからもう一つ怖いのが中央構造線の地震と、こういうものが私たちの両方に迫っているわけでございますけれども、ここで大きな地震があった場合に、昔は備蓄とかそんな問題は3日間置いておくと、そしたら応援が来てくれるということだったんですけれども、もう今年の台風でもって3日ではとてもだめだと、1週間、2週間ということが考えなきゃならないということで、備蓄もその点から進めておられるというふうに思います。

しかし、大規模のそういうふうな災害が起こった場合に、恐らくそんなものでは済まない。しかも停電等についてはまちのほうから徐々に直してくると。これは、もう私たち、去年、嫌というほど経験しまして、どうなってんのよということであったというふうに思うんです。そうなってくると、相当に持っておかなければ、ここの施設もそうですけれども、全ての施設、発電機を備えて住民はしておるけれども、回す燃料がなければ話にならんというふうに思います。

燃料はずっと置いておくわけにいかんということで今答弁をもらったんですけれども、確かにそうであるかしれませんけれども、それも含めて考えておかなかつたら、ここの一番計画を進めてやっていくところが電気がつかないと、こうなってくるとどういうふうに対応していくんかということがわからないし、ましてやけが人を収容したり、慢性の患者さんたちを診ている厚生病院や診療所等が機能しなくなってしまうは大変なことになってくるというふうに思うんです。

そういう点で、10リットルの備蓄ということでございましたけれども、相当の期間を含めて対策というんですか、検討する必要があるかというふうに思うんですが、これについてもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 議員が御心配になるのは、ようほんまにわかります。

ただ、ガソリンと、危険物でありまして、貯蔵の取り扱いというのが非常に規制され

ていると思うんです。詳しいことは僕もよくわからないんですが、恐らく消防法であるとか、町の条例、防火条例ですか、火災予防条例等でも規制されておるように思います。

恐らく40リットル未満が、これは届け出も要らなくて置いてける量というふうに私はちょっと認識していますが、ちょっと数字が間違っていたら申しわけないんですが。ですから、町も今備蓄しているというのは、そういうことで最小限のものしか備えていないんです。長期間置いておくわけにもいきませんし、もちろんたくさんの量を貯蔵することは違法になりますんで、できておりません。議員も御心配になるのはようわかるんですが、そういう規制もありますので、その辺もいろいろ考えておかないといけないなと思います。

もし大規模な災害が起こったら、JAながみねであるとか野上美里ガス協同組合、そういうところとも災害の協定を締結しているんで、果たして道路とかがうまく通れるのか、そういうこともいろんなことも問題になろうかとは思いますが、現時点ではそういうところと協定しているということで御理解をいただいて、まだほかにまたいい方法があれば検討もしていきたいと思いますので、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃君。

○11番（美濃良和君） いろんな条例とか規則によっていろんな制約があるんだということでございますけれども、条例とか規則については町のほうでつくったものですから、それは見直しできるものなら見ていかなきゃなんというふうに思うんですけれども。今後、こういうところについてのもう一度検討ということは進められる気はないのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質問にお答えいたしたいと思いますが、非常に大規模震災ということで想定され、そして御心配をいただいていると思うんですが、まず昨年の10日間以上の10日の停電、これを一つの大きな反省の機会として、やはり発電機の設置を実行してまいりました。

そうした中で、JAながみねとの災害協定、そしてまた野上ガス組合との協定、そしてまた食糧関係については海南料飲組合との協定と、こうした協定を結びながら、やはりそうした次第の、また食糧の供給路をもう一回進めていきたい。

また、それと議員がおっしゃられるように、大規模な災害になりますと、これはもう今回は、去年はなかったんですが、自衛隊の要請ということになってこようかと思いま

す。それは、町長から知事に対して要請し、そして自衛隊の出動と。こうなりますと、いろいろ燃料の問題やら、また風呂の問題に至るまで全てのそういう機材を持って自衛隊が出動してくれると、こういうことが最後になろうかと思います。

そんな中で、やはりそれまでにできることは町としてやっていきたい、そうした思いから、一つとして、今回、国道３７０号で掘っていただくトンネル、１キロ３００ほどのトンネルですが、これの中へも配線をするということで県の指導に基づいて関西電力が決断をいたしました。そして、先行投資ということでやっていただくようでございます。また、美里線の通電の関係で、桂瀬トンネル、あそこもどうやらやってくれるような、そうした話を聞いております。したがって、奥から来る美里線のルート、これがある程度そのトンネルでカバーできるやろうと。また、それ以外にもやはり我々としては、協定やら何やら結びながら対策をしていきたい、そうした思いでございます。

自衛隊の出動という話はさせていただきましたが、これはもう最後の最後ですね。大規模な災害に対してはそうした出動依頼をするということでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） １１番、美濃君。

○１１番（美濃良和君） もう一度確認したいんですけども、何にしても個人の、ＪＡといえども今あるスタンドが中心になってくる、大もとになってくるかというふうに思うんですけども、また個人の商店、ガソリンスタンドというのがそういう面で非常に力を発揮してくれると思うんですけども、何にしても昨年の経験から、個人の方々も相当発電機を用意されているというふうに思うんですね。また、どうしても移動する間に車を使っていかなきゃならんということでもありますから、今ある町内のガソリンスタンドで備蓄しているといえども、相当使ってしまうことになってくるかというように思うんです。

当然、自衛隊に要請等して、いろんな協力をもらわなきゃならんのはそうなるんですけども、ある程度持ちこたえるという意味合いから、何にしてもそう簡単に来てくれんと思うんですよ、要請しても。局部的に災害が、被害があつたら来てくれるでしょうけれども、相当大きなそういうふうな災害になる可能性がある地震の問題ですね。そうなってくると、相当時間もかかると。そういう点で、やはりもう一回聞きたいのは、備蓄等について検討のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 備蓄等に関しましては、これは住民の生活に即直結するものでありませんから、今後備蓄に関してさまざまなことを研究・検討をします。そしてまた一番大切にしたいことは、日ごろから住民の方に適正な燃料なり、発電機をお持ちの方は特に適正に燃料を備蓄しておいていただきたいということをまた啓発もしていきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃君。

○11番（美濃良和君） それでは、次の古民家の問題についてお聞きしたいと思います。

今、課長さんのほうから、県の事業としては80万、最高限度額80万、町としては50万あるいは30万と、こういうふうな補助金が出ると。合わせてざっとこれでも100万ちよっとかというふうに思うんです。

少し古い家になってくると、屋根を直さなきゃならない、中にはトイレというふうなところもあるかというふうに思うんですけれども、そうなってくると相当金額が張ってきますよね。そうなってくると、かなり頑張っているわけでございますけれども、これでいけるかどうかという。実際に今までに來られた方でその費用がとても自分で、残りを自分で出せないからということで断念されたという話を聞いたことがあるんですけれども。

そういうふうな方々に対して補助金で何もかもするとなってくると、現在ある在住、今までおられる町民の方々とのおつれきという問題が出てくるかというふうに心配するんですけれども、そういうこちらへ移住者の方々、その方々が補助金プラス借金、借金でもって充てていけるような方法について、町としても中に入ってやる方法はできないのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、山本君。

○まちづくり課長（山本訓永君） 美濃議員の再質問にお答えいたします。

さきに述べました補助制度なんですけれども、議員もおっしゃられていましたけれども、これを併用することもできます。

補助対象をダブらすことなく分けて行えば、例えば400万程度の工事なら115万円、520万円の工事なら130万円、補助率にして25%の補助金をもらうことになります。この2本立てでの補助をしているということなので、充実はしているのではない

いかと私は思うのですけども、古民家を改修するというと、私もちょっと費用が高額になるのではないかというようなイメージを持っておりますけども、まちづくり課が支援している移住者さん、空き家を利用して生活される移住者さんは、それほどお金をかけずに紀美野町での生活を始めるということで、高額な返済しなければならないお金をふやさないというようなことで、改修費用が高額になるような空き家は紹介していないとか勧めていないということです。紀美野町での生活をスタートし始めるにおいては、それほど返済しなくてもいいような金額の改修で進めていけるようにということで相談に乗っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃君。

○11番（美濃良和君） それでは、今まで改修費用が負担できないということで、紀美野町へそういう来ながら家の問題で帰ったと、そういうふうな方はなかったわけですか。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、山本君。

○まちづくり課長（山本訓永君） その辺の案件につきましては、私、把握してないところもあるんですけども、去年、3件の移住者さんが来てくださっているんですけども、そのうち1件が県の補助金を利用して住める改修をして住んでいただいているということで、特に高額な改修をしてというお宅、空き家も紹介しておりませんので、今はこれでやっていけると私は思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃君。

○11番（美濃良和君） この問題、一応置いておきます。

その次、最後の人権問題の観点から、今、町としても考えなきゃならない産業、観光産業との関係についてもう一度お聞きしたいと思うんですけども、当然、うちの町もこの間に大分民宿あるいはゲストハウスというふうなことが進められてきているようであります。一般的によく聞くんですけども、韓国でも日本でも余り反日とか反韓というのは、ですよね。何かもうやたらとマスコミだけがああいうふうにあおっていると。本来ならばあおってはならないというのがマスコミなんですけども、実際はあおっていると。

これは、今言うてる政治的なところの部分をもんたくしてやっているんじゃないかと

ということで言われる大変心配する部分があるんですけども、うちの町としてマスコミがそのようなことをやったとしても関係なく、この場合は韓国なんですけども、外国の方々が来てもらえるような、そういうふうな要素があるというふうに捉えていいんですか。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、米田君。

○産業課長（米田和弘君） 御質問にお答えいたします。

一例として韓国ということで挙げていただいておりますけれども、特に近隣のお国である韓国や中国につきましては、経済や文化の面で歴史的なつながりが深いと認識しております。お互いに人間の尊厳を認め合って、観光を通じ、交流と相互理解を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、美濃議員の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前 11 時 53 分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 30 分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、7 番、西口 優君の一般質問を許可します。

（7 番 西口 優君 登壇）

○7 番（西口 優君） まず、1 点目です。道の駅構想について。

6 月議会でも聞きましたが、町が建物をつくり、サービス業を推進する。指定管理者制度を利用した町内の施設、一般的には建物をつくるのに造成費用がかかって建設費用もかかります。でき上がってからも減価償却・維持管理は役場持ちです。山の家おいし、かじか荘は、その代表的な存在ですが、全国的にも道の駅は建物の減価償却は役場が持ち、指定管理者制度を設けて運営していくことが多いようです。

平成 30 年 3 月議会で町長は言っています。道の駅の性格というのは、採算性というのは関係ないんですね。あくまでもまず道の駅の要件として、道路の情報を流す、そうしたことについて施設を整備する。その横にたまたま農産物の販売とか、そういうもの

がついているというケースが多いと、今の場合はそうなんです。したがって、この道の駅全体を考えたときに、恐らく将来的にはこの町が運営するのではなしに、そうした団体とか、いろいろこれから協議せんなんののですが、町が直接経営はせんというふうなことであろうかと思います。町としては、採算性は考えていかないと答えています。

また、ことしの6月議会でも私の再質問で道路が完成して後に検討すればとの答弁でも町長は、その意見からいきますと、今後、3年後、4年後に完成し、そして客数とか交通状態とかいろいろが出てくると、それをもってそれをしなさいということであらうかと思います。しかしながら、開通する、そうした時期を見きわめながらある程度我々は事業を進めていきたいと答えています。私は、原資が町民の税金である以上、将来に負担がかかる道の駅は、建設ありきではなくて、もっと構想段階で十分な審議が必要でないかと思います。それと、今後の事業形態についても、町が直営しないのはわかりますが、採算を考えないで運営したときに行き詰まれば、指定管理者制度を利用するつもりか。

2点目です。空き家対策について。

人口減少が著しい、町内に空き家が800軒程度あるという。人口問題の改善には、空き家を活用して住んでいただく必要があります。あるところで町内の人が公共工事で立ち退きの必要があるとのことで、まちづくり課へ空き家を紹介してほしいと行ったら、町外の人が町内へ移住するときのみ紹介するとのこと。確かに町外の人が紀美野町に移住しようと思えば、そういった手助けがなければ住むところの確保もままなりませんから必要ですが、町内の人が家を探すときでも同じことです。この人の御近所の方も立ち退きで紀の川市へ引っ越すという。まず、町内在住の人が町内で続けて住めるように、役場では空き家を把握しているのですから、それを家を探している町民にも情報提供してはどうか。

3点目、①として、公務員の職場環境について。

6月議会で可決された64号議案質疑の中で、有給休暇消化率が他の自治体は年間8日間ぐらいなのに、紀美野町職員は6日間ぐらいで2日ほど少ないという。4月より働く方の心身のリフレッシュを図ることを目的として働き方改革が始まり、年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務づけられました。当町の取得日数は6日としてクリアできていますが、有給休暇はもっと多くあるはずです。職員数に無理があつて権利としての有給休暇がとりにくい体制になっているのではないのか。

②として、9月2日NHK放送、自治体の職場で違法な時間外労働が横行している実態が明らかになりました。NHKが奈良県にある39の全市町村を対象に、時間外労働の上限に関する36協定を労使間で締結しているか調査した結果、半数以上の22の市町村で協定を結ばないまま時間外労働を違法にさせていたことがわかりましたとのこと。紀美野町ではどうなっているのか。

4点目です。樫河池の太陽光発電について。

一時計画が中断されていたと思っていた太陽光発電の説明会が7月20日に希望ヶ丘自治会で行われました。対象となる太陽光発電事業計画書は、中央公民館にて縦覧できるとなっていますが、専門的な書類で私の理解力を超えています。説明会の回答書では、条例手続に基づいて和歌山県・紀美野町と協議し、手続を進めていますとのこと。また、中央公民館で太陽光発電事業計画書を縦覧できるのは、役場との話し合いが行われているものと推察するところです。太陽光発電の計画はどうなっているのか。

5点目です。デマンド交通、その後について。

町内の問題点として、高齢者の交通の利便性に不満が多く聞かれます。平成28年12月議会で、地域住民の方々の交通手段を確保するために、旧美里地域の一部において29年度の早い時期からデマンド交通を始めると言っています。当初の目的と実際の運行では計画どおりにいかないのは世の常であります。現実問題としてどのような問題があって、改善策はどうしているのか。

6点目です。インフラ通報システムについて。

紀美野町では、インフラの不良箇所を見つけたら、区長さんを通じて役場に通報するようになっていますが、スマートフォンが普及してきています。NHKでは、災害などを見かけたらスマートフォンで撮影して、いつでも受け付ける体制ができています。自治体でもインフラ通報システムを取り入れているところがあるようです。こうすれば、情報提供が早くなり、修繕等の対応を迅速に行うことができるようになるのではないかと。

7点目です。移動投票所について。

さきの参議院選挙で多くの人に投票所が遠いので投票に行けないと言われました。移動投票所については、以前も聞かせていただきましたが、経費的にも非常にかかるということで、すぐそれには当然移行は難しいかなと考えていますとの答弁でしたが、誰もが年々高齢者になっていく現実、基本的人権の参政権、また1票の重さを考えたとき、やっぱり移動投票所は必要かなと思います。

有田川町では、移動投票所を設けたと聞きました。県内初となる公用車を使った移動期日前投票所で町内の僻地5カ所を巡回し、マイカーを持たない高齢者らを対象に投票機会を確保するとのこと、そんなにお金のかからない気がします。紀美野町でもこのような移動投票所をすることはできないものか。

8点目です。ブレーキのサポートカーについて。

ネットニュースによると、高知県奈半利町が高齢者に対し、自動ブレーキなどを備えた安全運転サポート車の購入補助制度、1台3万円を県内で初めて設けたとのこと。どこの自治体でも高齢化が進んで、高齢者の安全運転には努力していますが、紀美野町でもこのような制度を設けることはできないものか。

9点目です。固定資産税の納税義務者について。

これについても以前質問したことがあります。当時の課長は、地方税法の規定によりというものがございます。納税者が代表者届を出される場合と出されない場合については、地方団体の長から選んで、その方を指名することができるという条項もございます。その点につきましては、代表者届を実際のところいただいていないというものがあるかと思えますけれども、今後はそういう代表者届を提出されない場合においては、きっちりと御提出をいただいて書類として適正に処理していきたいという考えでございますと、このように答えていますが、知り合いの高齢者の方に聞くと何も変わっていないとのこと。どうなっているのか。

10点目です。セミナーハウスについて。

読者から指摘を受けました。6月議会の教育次長答弁は、町としては未耐震施設への設備投資の考えがなく、また安全面の観点から、未耐震施設の貸し出しについても行う予定もありません。未耐震施設の解体・撤去を行った上で、残る本館、管理棟、調理棟の有効活用について検討を行う方針でした。しかし、平成30年2月末ごろ、国吉地域で活動する団体から未耐震の研修棟を活用したい旨の話があり、現在その団体と何度となく協議を重ねているところだと、このように答えていますが、未耐震施設への設備投資の考えがない、安全面の観点から現状では貸し出しはしない、それでいながら何度となく協議を重ねているとのこと。これはどういうことなのか。

11点目です。敬老会について。

9月7日、8日の両日敬老会が行われました。75歳以上は2,340人中、参加者は680人だとのこと。体力的なこともあって全員参加とはいきませんが、全体の3割

弱、この参加人数が適正と捉えるか、少ないと捉えるかは判断の分かれるところですが、イベントにもう一工夫があってもよいのではないかと。

1 2 点目です。新神原団地の入居率について。

新神原団地が完成いたしました、生活面で交通手段が少なれば住みにくいようにも思われます。以前、議案説明のとき、どこへ建てても建設費用は変わらないはずだし、もうちょっと病院の近くとか、利便性のよいところへ同じことなら建てたほうが住民も安心できるのではないかと聞いたことがあります、今まで住んでいる住民の生活が変わらないようにと同じ地域に建てたものと答えています。当時住んでいた人たちの入居はどうなっているのか。

以上です。

(7 番 西口 優君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、西口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、私のほうからは、西口議員の1 番目の道の駅構想について及び1 2 番目の新神原団地の入居率についての御質問にお答えいたします。

まず、1 番目の道の駅構想についての御質問にお答えいたします。

道の駅は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興に寄与することを目的に、道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、そして道の駅をきっかけにまちとまちとが手を結び、活力ある地域づくりをともに行うための地域の連携機能、この3つの機能をあわせ持つ休憩施設でございます。

1 つ目の休憩機能は、駐車場、トイレ、子育て応援施設など利用者が無料で2 4 時間利用できる施設、2 つ目の情報発信機能は、道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供する施設、3 つ目の地域の連携機能は、文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設を指し、道の駅を契機とする連携と交流により、活力ある地域づくりが促進されることになるというものでございます。

議員御指摘のとおり、平成3 0 年第1 回定例会において町長から、道の駅の性格として採算性云々というのは関係ないといった旨の答弁をさせていただいたところでございます。採算性につきましては、先ほど申し上げました道の駅の3 つの機能のうち、1 つ

目の休憩機能と2つ目の情報発信機能は、道路利用者が無料で利用できる施設でありますので、一般的には採算性の関係がない施設でございます。

これに対し、3つ目の地域の連携機能につきましては、一般的な道の駅では地域の連携機能として農産物直売所などの販売施設を備えているところが多く、当町におきましてもそのような販売施設の整備や、それに加えて防災関係施設の整備を検討していきたいと考えております。

農産物直売所などの販売施設につきましては、休憩機能や情報発信機能のように採算性の関係がない施設というわけではなく、採算性を考慮して運営を行う必要があり、またその運営に関しましては、指定管理者制度などの活用により、外部団体が担うことも考えられます。

さて、議員の、道の駅は建設ありきではなくて、もっと構想段階で十分な審議が必要でないか、また採算を考えないで運営したときに行き詰まれば指定管理者制度を利用するつもりかという御質問につきましては、道の駅の機能の一つとして農産物直売所などの販売施設を整備する場合において、採算性について検討するのはもちろんのこと、指定管理者制度の活用などの管理運営方式や、地元の特産品などを活用した活力ある地域づくりの促進など、道の駅建設の主たる目的であるまちの活性化を図るため、構想段階で十分な審議を行い、事業を進める必要があると認識してございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、西口議員の12番目の新神原団地の入居率についての御質問にお答えいたします。

町営住宅新神原団地につきましては、神野市場地区の神原第1・第2・第3団地の建てかえ事業として計画し、令和元年7月に完成いたしました。

今回の建てかえ事業で新神原団地に移転していただく対象者は合計5戸の方々と、全ての方々が新神原団地に移転することで同意をいただいております。移転対象者の方々への説明会を開催し、現在は移転に向けた手続を行っているところでございまして、手続が完了次第、11月末をめどに移転していただく予定でございます。

また、新神原団地は、移転対象者以外に一般入居者用として、合計4戸の住居も同時に整備してございます。一般入居者用の4戸につきましては、8月に募集を行い、合計6組の申し込みがありまして、抽選により入居者を決定し、間もなく入居予定となっております。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) まちづくり課長、山本君。

(まちづくり課長 山本訓永君 登壇)

○まちづくり課長 (山本訓永君) 私からは、西口議員2つ目の御質問、空き家対策についてお答えいたします。

紀美野町においては、平成18年度から移住希望者に支援を行ってきておりますが、平成20年度からは和歌山県も移住・定住推進に取り組むこととなり、全県的な制度として県と和歌山県宅地建物取引業協会と町の3者が連携し、移住希望者の支援を進めております。

本町では、NPO法人きみの定住を支援する会と協働で、移住希望者が地域の一員として生活を営んでくれるかに着眼し、単に空き家ありきで移住を希望する人に対してではなく、地域の風習やかかわりを理解してもらい、地域の担い手となってくれるかどうかを見きわめながら移住支援をしております。

移住希望者には、町内の案内はもとより、生活面での相談や先輩移住者や区長さんに会ってもらったりするなど、時間をかけて地域の実情を理解してもらい、移住の決定をされた人に空き家の紹介をしております。

空き家の把握についても、NPOきみの定住を支援する会と協働で、申し出のあった空き家の持ち主に移住希望者への支援として空き家を登録するという目的を説明し、理解をいただいた後に家の調査などを行うなどして情報を収集しております。また、同時に選択肢の一つとして、近隣の不動産屋さんに登録することも提案しております。

議員御指摘の町民に対しての情報提供に関しましては、移住希望者への支援を目的に収集した個人情報のため、町民の方への情報提供はお断りさせていただいております。なお、そのような相談があったときには県の移住・定住政策に協力をいただいている近隣の不動産屋さんの一覧をお渡しして、空き家の相談をすることをお勧めしております。

また、登録いただいた空き家の紹介につきましては、移住者との契約が整うまでサポートしており、空き家の情報のみを提供することは所有者の方に御迷惑をおかけすることも想定されますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(まちづくり課長 山本訓永君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） 私からは、３点目の公務員の職場環境について、５点目のデマンド交通のその後について、６番目のインフラ通報システムについて、７番目の移動投票所について、そして８番目のブレーキのサポートカーについての御質問にお答えしてまいります。

まず、西口議員３点目の①で、年次有給休暇の取得についての御質問にお答えしていきます。

御質問のとおり、ことし４月より働き方改革の一環として、一般企業では年次有給休暇の確実な取得が義務づけられたことに伴い、私たち町職員も年次有給休暇の年５日以上、また夏季休暇の取得を確実に確保できるよう、当町の職員衛生委員会において協議、検討されました。そして、４月の課長会で周知を図り、休暇を確保しやすくする方法として、有給休暇取得計画表を各所属で作成することにしました。計画表を活用し、行政サービスの低下にならないよう、職員が交代で計画的に休暇を取得し、リフレッシュを図ることにより、日々の業務に心身ともに健全な状態で臨めることが業務の効率化につながると考えたからです。

昨年、当町職員の年間有給休暇取得日数の平均は５日を超えていたものの、年５日以上休暇をとれていなかった職員がいたことも事実でありますので、今年度は状況を把握しつつ、定期的に職員に対し、休暇取得の啓発を進め、意識改革を行っていく予定です。

また、職員数についてですが、定員適正化計画に基づき、適正な職員数を確保しているところであります。そして、毎月各課からの有給休暇などの取得状況や超過勤務などの状況報告により、過重労働になっていないか、休暇は取得できているかなど、職場環境の把握に努めているところであります。

次に、３点目の２の３６協定についての御質問にお答えいたします。

地方公務員の３６協定については、労働基準法第３３条第３項に規定されており、役場本庁、支所など役場の機関であれば３６協定は必要ないものと認識しております。しかしながら、保育所、調理員など協定の対象となる職種もございますが、当町では、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例並びに規則にて時間外労働を命じることができる旨を規定しておりますので、特段の問題があるとの認識はありませんでした。ただ、今後、対象となる職種の事業所につきましては、組合との協議の上、順次

協定を締結してまいりたいと考えております。

また、時間外勤務を命じる場合は、職員の健康及び福祉を害しないように考慮し時間外勤務を明示しており、当然のことながら、時間外勤務をした場合には超過勤務手当を支給し、適切な対応を行っているところであります。

当町においても、さきの6月議会にて、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例並びに規則を改正し、新たな時間外勤務の上限時間を設定しましたので、さらに適切な管理を行っていきたいと思っております。

次に、5点目のデマンド交通のその後についての御質問にお答えしてまいります。

デマンド型運行については、平成29年4月1日より、特に空車率の高い路線や枝線となっている区間ということで、三尾川・上ケ井・箕六線、永谷線、それから真国・志賀野線の薬師口鳥居峠区間について、事前の電話予約に基づくデマンド型運行とし、三尾川・上ケ井・箕六線については、あわせて運行区間を天拝停留所から三尾川・上ケ井・箕六を経由して美里支所までの間とし、美里支所で高野線に乗り継ぐダイヤに変更するという形で試行運行を開始しました。

その間で、該当路線沿線の住民の方々を対象としたアンケートを実施し、アンケートの結果も踏まえて、三尾川・上ケ井・箕六線については、4便あるうちの利用者の比較的多い午前2便については予約がなくとも常に運行するという形態にし、そのほかは試行運行と同じ内容で、同年11月1日より本格運行を開始し、現在に至っております。

利用者数としましては、デマンド型運行導入前の平成28年度から申し上げますと、三尾川・上ケ井・箕六線については、平成28年度が154人、平成29年度が34人、平成30年度が29人、今年度の4月から7月までの間はゼロ、誰も乗っていないということになっております。永谷線については、平成28年度は86人、平成29年度は38人、平成30年度は21人、今年度の4月から7月までの間は1人となっております。真国・志賀野線の薬師口鳥居峠区間については、平成28年度は87人、平成29年度においては12人、平成30年度は14人、今年度の4月から7月までの間では4人となっております。

平成28年度から平成29年度にかけては、3路線とも減少しており、三尾川・上ケ井・箕六線及び永谷線については、平成29年度以降も減少しております。

該当路線、区間は、もともと利用者数が少ないところで、実際は限られた特定の方々が利用しているようなところであるため、1人が利用をやめれば年間利用者数に大きく

影響することから、利用者数の減少についてはデマンド型運行による影響がどこまであったのかの判断は難しいところではありますが、現状、各路線とも極めて少ない利用者数となっております。

デマンド型運行の導入により、効率的な運行となり、運行費用も削減することができましたが、予約がある場合のみの運行だとしても運転手は常に確保しておく必要があるため、人件費等最低限必要な経費は発生しますので、費用の削減にも限界があります。現状の利用状況とかかる費用を考えると、現在のバス形態での運行も限界に来ているのではないかと考えています。

当町といたしましては、バス停まで行くことが困難な方も増えているということも踏まえ、町全体の交通対策として、家までの移動手段を確保する何らかの取り組みが必要ではないかと考えております。デマンド型運行を取り入れた路線についても、今後はそのような取り組みへと移行することを検討しているところでありますので、御理解のほどお願いいたします。

次、6点目のインフラ通報システムについての御質問にお答えいたします。

インフラとは、道路や橋、上水道、公園など地域基盤となるものでございます。現在、インフラの不良箇所の連絡は、区長さんや一般住民の方から電話等で役場に通報していただいているのがほとんどでございます。

議員御提案のインフラ通報システムとは、住民の方が道路の傷み、道路への倒木、ごみの不法投棄などを発見したときに、スマートフォンなどで写真を撮り、その場で写真や情報を役場に送信する仕組みのことだと思います。

役場といたしましては、住民からの情報を写真つきで提供いただくと、電話ではわからないふぐあいの場所や程度などを正確に受け取ることができるため、初動対応が早くなるなど有効なシステムであると理解しています。

しかし、システム導入に際しましては当然費用が必要ですし、ランニング費用も継続的に必要です。また、心配するのは、町所有のインフラでないものを投稿されると、調査するなどその対応に時間をとられる可能性もあります。

現状、住民の方々から建設的で正確な情報の提供をいただいておりますので、インフラ通報システムの導入は現時点では考えていませんが、役場への情報を提供していく仕組みなどについては今後も研究してまいりたいと思っております。

次に、7番目の移動投票所についての御質問にお答えします。

有権者の中には、高齢のため、投票所まで行くことが困難な方が増えてきており、その対策としては、議員御提言の移動期日前投票所は、利便性の高い取り組みであるということとは理解しております。

議員がおっしゃるように、有田川町においては、昨年11月の和歌山県知事選挙からワゴン車両を利用しての移動期日前投票所を導入しております。有田川町においては、移動期日前投票所の導入前に、有権者数が極めて少ない30人以下の投票区が生じてきたことにより、30の投票所を28に統合しており、移動期日前投票所の巡回場所5カ所のうち2カ所については、統合の結果、減らした投票所であるとのことでありました。

当町の状況を申し上げますと、有権者数が年々減少している中であって、有権者数が50人前後の投票所も複数出てきており、投票所について考えなければならない時期に来ていると思ってございます。

また、近年の選挙では、期日前投票で投票を済ませる方が増加しており、この7月の参議院議員通常選挙においては、期日前投票者数は2,218人ということで、投票者数全体5,038人の約44%を占めるほどになっております。このことは、期日前投票所が果たす役割が大きくなっているため、有権者数が少ない投票所においては、当日投票所における投票者数が極めて少なくなるということが生じてきております。

当町の選挙管理委員会においても、近年の選挙結果の分析を行い、投票所閉鎖時間の繰り上げ、投票区の見直し、移動期日前投票所、日時を限定しての期日前投票所の増設、当日投票所までの送迎バス等の移動支援というようなさまざまな方法を総合的に検討し、当町に合った方法を模索してまいりたいと考えているところでありますので、御理解のほどお願いいたします。

次に、8点目のブレーキのサポートカーについての御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、高知県奈半利町や東京都を初め、最近、県外では高齢者の安全運転に関する補助を実施している自治体が増えてきているようでございます。

補助内容は、購入費や安全運転設備の後づけに係る経費などが主となっており、県内ではいまだ補助を行っている自治体はないようですが、全国的に高齢運転者の交通事故への懸念が増している中、補助を行う自治体が増えてくると思います。

経済産業省の資料によると、75歳以上の運転免許保有率は、平成20年と平成30年を比較すると約1.9倍も増加しており、75歳以上で運転者操作不適による死亡事故が最も多く発生しているようでございます。

当町でも、高齢化がますます進む中、交通手段が乏しいことに伴って、運転に不安があっても運転せざるを得ない高齢者は多いと見受けられ、高齢運転者は今後も増加していく傾向にあると考えています。

このような状況から、当町におきましても、高齢者の交通事故を未然に防ぐこと、事故を起こしたときもその被害を最小限に抑えることを目的に、後づけによる踏み間違い防止装置を取りつけた際の費用の補助ができないか現在検討中でございますので、御理解いただきたく存じます。

以上、答弁といたします。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長（仲岡みち子君） それでは、4点目の檜河池太陽光発電についての御質問にお答えいたします。

経緯になりますが、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第4条の規定に基づき、合同会社紀美野ソーラーパークが和歌山県へ計画案作成の協議申出書を提出しました。これにより、県から紀美野町へ平成31年4月24日に意見照会があり、町は同年5月14日付で協議事項について回答を行いました。次に、同年6月24日付で県から協議事項の通知があり、この協議事項に基づき、事業者は県及び町と協議を行いました。その後、同年8月2日付で県より計画案作成に係る協議終了通知がなされ、事業者は8月9日付で県へ認定申請を提出しました。

県は、認定申請の内容を精査し、9月4日よりこの計画の縦覧を実施しています。縦覧期間は10月の4日までとなっており、縦覧場所は、紀美野町中央公民館、海南保健所、県庁本館となっています。なお、中央公民館を縦覧場所としていることについてですが、県から場所について町に相談があり、町としては平日の夜間及び土・日曜日が開館していて地元の方が利用しやすい施設として中央公民館を選定いたしました。

また、これと並行して、県より認定申請の事業計画に対する町意見聴取照会があります。これについては、10月4日までに県へ回答する予定です。

今後、この縦覧により利害関係者から県へ意見が提出され、これらを踏まえ、知事が認定・不認定の決定を行うこととなります。認定されれば工事が着手されることとなります。

以上、簡単ですが、樫河池太陽光発電の計画についての答弁とさせていただきます。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、湯上君。

(税務課長 湯上増巳君 登壇)

○税務課長（湯上増巳君） それでは、ただいまの西口議員の御質問につきまして、私からは9番目の固定資産税の納税義務者についてのお答えをさせていただきます。

固定資産税の所有者が死亡し、相続登記がなされるまでの間、納税通知書等の書類の送付や納税をしていただくための代表者として提出されるものが相続人代表者届出書でございますが、過去には相続人代表者届出書が提出されない場合は、町が選んで指定したこともあったかと思われます。

以前の答弁では、町から代表者を指定するのではなく、今後は相続人代表者届出書をきちんと提出していただくようにしますということであったかと思えます。

現在、届出等により納税者の死亡が確認できたものにつきましては、全て相続人代表者届出書の提出をしていただいている状況であります。

今後もしこういった形で提出していただくよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(税務課長 湯上増巳君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） 西口議員の10点目の質問、セミナーハウスについてお答えさせていただきます。

さきの6月議会で私から西口議員に答弁させていただいた内容は、未耐震施設への設備投資、貸し出しはしない、それなのに国吉地域で活動する団体と活用について協議を重ねているということでありました。この答弁は、つじつまが合っていないのではないかとこの議員の御指摘だと思います。

まず、町としては、未耐震施設への設備投資、貸し出しはしないことは、未耐震で老朽化した施設をそのまま放置しておくことが危険と判断したためでありました。しかし、地域団体から施設利用の申し出があったため、その団体に売却できないかなど協議を行ってきたものです。

今後、老朽化した施設を放置し続けることは適切でないと考えております。今年中に結論が出ない場合は、未耐震施設の解体を行い、残った施設について引き続き活用の方法の検討を行ってまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) 西口議員の11番目の御質問、敬老会についてお答えします。

敬老会につきましては、地域社会の発展に多大な貢献をされてこられた高齢者の皆様に深く敬意を表し、感謝を申し上げる機会として、75歳以上の高齢者を対象として、町内2会場で2日にかけて開催しております。

議員御指摘のとおり、今年度は対象者の3割弱の参加率となっております。出演者等によるところもあるかと思いますが、例年3割から3割5分の参加率となっております。ことしは、バスの配車台数を増やし、全地区に配車し、参加しやすい環境に改善したところでございますが、結果的には参加率にはつながりませんでした。

傾向として、対象者である75歳以上の高齢者数自体は余り変化していませんが、年齢構成を見えますと75歳から79歳の高齢者の割合は余り変わりませんが、80歳以上の方の割合が減少し、90歳以上の占める割合がやや増加しており、会場に参加しにくい状況であると考えられます。

さて、昨年度、敬老会当日にアンケートを実施しましたが、敬老会の式典、催しについての質問については、84%の方が今のままでよい、7%が今のやり方を変えてほしい、9%が無回答との結果でした。また、ことしも敬老会の帰り際には多くの方々によかったなとお声をかけていただきました。

今後も、多くの方が参加していただける敬老会開催のため、イベントの内容も含め検討を重ねていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い、質問、答弁をし

てください。

西口 優君。

○7番（西口 優君） まず、1点目です。

道の駅としては、トイレとか休憩が無料で利用できる、情報発信ができる、それは大いに結構なんですよね。だけど、それを一定の費用がかかるというところでちょっと疑問に思うんですよ。採算が乗りにくいというのはもう周知の事実ですけど、これはどこへつくってもええんかと、こういうわけにはいかないしな。本来、道路の交通量とか、ここへつくったらどのくらいの集客が見込めるとかということをまず判断しなきゃいけないのに、それを余り考えていないと言われたら、それどうよと思ってしまうわけよ。だから、その点で、普通は場所を決定するときの判断基準というのは必ずあろうかと思うんですよ。それは、どこに重きを置いているのか、ちょっと尋ねたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の御質問にお答えいたします。

まず、西口議員に御説明いたしたいんですが、道の駅というのは、これは総称なんですよね。まず、先ほど企画課長のほうから説明しましたように、道路状況、これでいきますとまず休憩機能ですね。そして、また情報発信機能、そして3つ目に地域連携機能というふうな言葉もございます。3つ目の地域連携機能という中には、いろいろな観光案内所も含め、いろいろな機能があるということでございまして、即農産物の販売とか、それだけではないんです。

そこで、当町で考えられているのは、災害の防災設備の機関、これの施設をつくりたい、それにつけていきたいというふうに考えております。それを全部総称して道の駅ということで前回、私、答弁させていただいたんですが、なるほどおっしゃるとおり、議員おっしゃるとおり、農産物の販売とか、そうしたものを考えますと、これはやはり事前から協議を重ね、そして採算性の合うような、そうしたことに持っていかならんだろうと。しかし、情報機関とか、そういうものについては、これはもうついたものでございますから、別に採算性がどうこうやなしに、やはり皆さん方に情報を流していくんだという、そうしたことでありますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口君。

○7番（西口 優君） 今、町長のほうからは防災施設というふうな話が出たので、ちょっと確認させてもらいたいと思います。

避難所とかというのだったら、大体どこでも集会所なり何なりがあって仮眠もできようかと思います。だけど、道の駅で仮眠ということを考えたときには、ちょっと非常に難しいかなと思うんですよ。防災拠点でいろんな備蓄があるというのは、今の美里の支所にもたくさん備蓄しています、いろんなものを。だから、防災の備蓄の拠点はたくさんある。だけど、避難所とかというふうな性質のものではなかなか非常に難しいんじゃないかなと。

そういうふうなことを考えた道の駅というふうに考えると、非常に難しくなってくる。それよりも、今既存の施設を利用するほうがはるかに利便性がいいんじゃないかなと。地域地域に全てのものがあって、町内で1カ所というふうに道の駅をつくって、そこへ避難、いろんなことを集約するよりも、地域地域で、集会所みたいなところで全ての品物を地域地域で確保していく、そしてまた仮休憩所みたいなことが可能というふうだと思うんですよ。だから、道の駅と防災施設というのは、ちょっとやっぱり視点が違うような気がしてならないんですよ。

それと、何かの建物をつくるときに、やっぱりその地域、ここが一番集客がいいという、集客をまず考えないと、後々の運営するに当たっても誰も人の来にくいところへつくったからじゃ、余り町のためになるようなものはない、そんな気がするわけよ。だから、その辺についての再考をもう少し詰めるべきじゃないかなと、こういうふうだと思うんですけど、その辺の考えをちょっと聞かせてください。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） まず、西口議員の防災施設ということでございますが、これにつきましては、皆さんもう御承知のとおり、東北の津波震災、これがあったときに実は全国から東北のほうへ皆応援に行ったと。その応援で集まったところが道の駅のそうした施設を利用して、そこへ集まって、そこから救助に向かわれたというふうなこともあって、国交省のほうでこの施設があれば補助しますと補助対象施設として取り扱われております。そうしたことから、できればそうした複合施設も交えた、そうした施設で考えていきたいなというふうなことで考えております。

しかしながら、今、議員がおっしゃられたように、そんな広い面積あるのかよというふうなこともあろうかと思うしますので、今後の課題として、そうしたものも含めた中で検討していきたい、そのように思います。

それから、集客なんですけど、まずは集客しやすい場所、そうしたところを選定するの

がまず第一であろうかと思います。しかし、第2においては、そこへ集まっていたけるような、そうした施設というんですか、また出し物とか、そうしたものをすることによって、お客さんがわざわざそこへ来ていただけるというふうなことも一つの考えではなかろうかと思います。

そこら、まだまだ今のところは未知数でございますので、これから検討を重ねる中でそうしたことも含めて検討してまいりたい。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口君。

○7番（西口 優君） それでは、2点目です。

まず、まちづくり課の空き家の紹介というのを町外の人を対象に紹介しているという。だけど、家を紹介するというのは、ある程度町民もふやすということが基本になっていようかなと思うんですよ。だけど、そのときに町外へ出ていかないというふうな、町内で住んでいる人が引き続き町内で住めるように。新しくかわってくる人については、紀美野町の風習とかというのが一番のネックになろうかと思います。だけど、町内で住んでいる人はある程度そういうふうな風習がわかっているわけやしな。そんなん考えたら、そういう人がまず町内で引き続き住めるという、こういうふうな発想でないと、町外へ出ていくのはとめへん、入ってくるんだだけ何とか歓迎しようと、こういうんじゃないかと、もっとやっぱり広く同じ情報発信をするんであったら、町内の人にも情報発信すべきじゃないかと、こういうふうに思うのですが、その点の考えをちょっと聞かせてください。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、山本君。

○まちづくり課長（山本訓永君） 西口議員の再質問にお答えいたします。

まちづくり課は、町外、主に県外からの移住者に対して空き家を最終的には紹介していきたいということで、所有者の同意に基づく情報の収集をしておりますので、その目的以外にまずは情報を利用することは町民に対してもしていません。

それと、移住者には案内などして、時間をかけて町内を案内するというので、空き家を紹介するには引っ越した後までまちづくり課には責任は伴います。引っ越した後までかかわっていくことになると思いますので、町民の方であっても空き家の紹介は、単に空き家の紹介だけというのはお断りさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口君。

○7番（西口 優君） 今の話だと、町外から来る人には親切丁寧に紹介しているという。だけど、それやったら町内の人にでもそれと同じことをすりゃいいんじゃないかと、こう思うんですよ。何も町内の人にそれをするのがいろんな弊害があると考えているんですかね。それとも、本来は町内の人にでも情報発信すりゃどうやって、こういうふうに思うのにな。町内の人には情報発信しないという、その根拠はどこにあるんですか。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、山本君。

○まちづくり課長（山本訓永君） 先ほども申し上げましたけれども、所有者の方の承諾を得るときには同意に基づく情報収集をしておりますので、目的以外にその情報を利用することはできないということを答弁させていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口君。

○7番（西口 優君） 今の話だと、所有者にそういうふうに先に同意を求めているという。それなら、町内の人にも紹介してよろしいですかと、こういうふうに同意を求めりゃいいじゃない。そこがなぜかなと思ってしまうわけよ。それは、そういうふうに町外の人と限定しているけど、本来はやっぱり町内の人が続くようにと考えるのが基本的なことじゃないかなと思うんですよ。それは、家の持ち主が町外の人というふうに限定して、この人に紹介してほしいと言うんなら、それはもう仕方ない。だけど、その辺の一応確認をとってやっしょ。そうして、もしそれで構わなければ、町内の人にもそういうふうな情報発信をすべきじゃないかなと、こういうふうに思うんですけど、その点の再度の答弁を求めます。

○議長（伊都堅仁君） まちづくり課長、山本君。

○まちづくり課長（山本訓永君） まちづくり課といたしましては、移住者の方に空き家を紹介するという目的を持っております。それと、所有者さんに移住者のために空き家を登録させてもらいたいという話をしに行ったときには、賃貸とか売買とか、そういうのを急ぐのであれば近隣の不動産屋さんに登録するのも一つの案ですよということで提案させていただきます。しております。まちづくり課でその情報を持っていますと、その家の賃貸とかの動きはかなり長期間のスパンになってきますので、そういうのを急ぐのであれば近隣の不動産屋さんに登録してくださいねということも言ってございます。町民の方からそういう空き家の情報を提供してくれないかと言われたときには、近隣

の不動産屋さんに行って相談するしか、値段であったり条件であったりというのが明示されていますので、そちらを御案内しているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 2時36分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時39分）

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口君。

○7番（西口 優君） 3点目です。

先ほどの説明の中で、公務員が超過勤務をした場合、当然、日曜日とかというふうな出勤があろうかと思います。そのときは、先ほどの場合は、超過勤務手当を出すという、こういうふうな話でしたから、一応確認させてもらいたい。日曜日に出たときにどこかでかわりの代休をとってくださいじゃなくて、一応出た場合は超過勤務手当を出すという認識でよろしいですか。

それと、有給なんてもっと、20日あるのか40日あるのか知らないけど、そのぐらいの日数があろうかと思います。それぞれがそういうふうなとれる権利がある中で、5日とか6日とかと、実際にはよそは8日あったという。そうしたら、8日あるということは、当然10日のところもあるし15日のところもあろうかと思うんですよ。それを一番底の6日というふうな設定でいいかどうかというのを。紀美野町の公務員は多分給料が特別高いのかもわからんけども、普通に考えたらもう少し。

私が思っているのは、公務員といえども勤めている限りは快適な職場で、当然、信用と笑顔を売るものやと思っている。だから、笑顔が売れるということについては、快適な環境でないとお客さんに、来てくれた人に対して笑顔が進みにくいんじゃないかと、こういうふうに思うので、その点の考えをもう一度聞かせてください。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） まず、休日に勤務した場合、する場合でもあるんですが、それは振りかえ休日ということで、事前に日曜日に仕事をしますよといった場合は

手前、その4週間前に休みをとったり、また勤務した8週間後に休みをとるという、そういう運営が主でございまして、全て超過勤務で払っているということではございません。

それから、有給休暇の日数ですが、最低でもこれ、20日間は付与されます、1年ごとに。ですから、積み残しとって、最大40日間あるんです。前の年度に余り休んでなかったらまた20日間足して20、20で40日という日数もあるんですが、うちの職員は6日、5.4でしたか、去年は。ほぼほぼ6日足らずでございました。

確かに、議員おっしゃるように、笑顔、当然サービス業なんで笑顔で対応する、そういうことは非常に大事だと思っておりますので、ことしはできるだけ多くの有給をとっていただくということでいろいろ施策もしておるんですが、現在の時点、現時点では去年の8月とことしの8月の末の時点を比べてみますと、平均2.5日ですね。変わっていないんです。去年とことしはともに4月からですと2.5日しかまだ有給がとれてないということで、非常にこちらもいろんなことを試みてはおるんですが、もっと職員の方には休みをとっていただきたく思っております。

紀美野町の職員の給与のこともちょっと触れられてましたので、あれですが、ラスパイレス指数を申し上げますと、紀美野町の役場の職員の給与は30市町村中下から2番ないしは3番というところでありますので、誤解のないようにお願いいたします。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口君。

○7番（西口 優君） 4点目です。

太陽光発電について、檜河池の堤の改修がもうすぐ終わろうとしています。太陽光発電の計画、もともとは太陽光発電の計画がない時点での堤の設計だったと思うんですよ。そうしたときに、太陽光発電が進めば一度に雨水が出るという。当然、そういうことは考えられるんですけど、構造的に十分な強度を備えているのか、こういうふうに思います。

それと、このような事業ということについては、当然、全員が賛成じゃなし、全員が反対でない。当然、こういうふうな事業には賛否があらうかと思うんですよ。そうしたときに、いろんな人がいろんな心配事をする。心配事をしたときに、役場は業者との仲介をしてもらえんのかと。あんたら自分らで進めてんのやったら、自分らで話をしてくださいよと、こうなったら物すごく弱者というのは心配な立場やしな。だから、いろん

な心配事が出てこようかと思うんですよ。そうしたときに、役所というのは、業者との間に入って心配事の解消に努力してもらえるのかと、こういうことをちょっと尋ねたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の御質問にお答えいたします。

心配事について役場が中へ入って調整せえと今おっしゃったと思うんですが、これはあくまでも業者が地元へ入って、そして地元説明を行う。そして、それについて地元の方は地元の方として意見を申し述べると。そして、また後日ですが、役場は役場として町長名で意見をつけると。そして、県のほうで両者の意見また要望等を、これを踏まえた上で審議会へかけて、そしてそこで決定していくというのが一つのシステムです。したがって、役場は、業者との間に入って、おまえのところこうせえよとかこうせえよとか、そうしたもんじゃないと私は考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） それでは、西口議員の質問でございますが、今回の計画は、私の知るところでは、開発区域の中に調整池を設けるという形になっておりまして、池には負荷をかけないという形になってございますので、堤は心配ございません。以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口君。

○7番（西口 優君） 町長の話だと、業者が住民に説明する、それはもちろんわかりますわ。業者が住民に説明するのはわかるけども、業者と一般住民、おじいさん、おばあさんがそういうふうになんかそこを心配するんやよということに対して、それは業者に説明できるかと、こういう部分が難しいと思うんです。それよりも、こういう心配事があるというふうに、直接の仲介とかというんじゃなくて、役場にはこういうふうな心配事のある人が来ているよと、こういうふうな程度の話でも結構です。だけど、本来は、住んでいるということに対しての不安とかということについては、役所は住民の不安がこういう部分があるんであったら、それを解消するための仲介、それこそ仲介というふうに言うと話が難しいような感じがするけど、そうじゃなくて、こういう問題が上がってきていますぐらいの話はしてもらえんのかなという、それだけの話なんやけどね。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の御質問にお答えいたしますが、仲介の労ということ言われているんだと思います。しかしながら、意見は、役場へ言うんではなしに、やはり申請が県ですよ。そして、県のほうでまた意見を求めている。縦覧が終わって10月4日までに意見のある方は申し出てくださいと、こういうことで言うてますんで、それ役場が首を突っ込んで、おまえのところこないせえよとか、それはいかなものかと私は思います。

したがいまして、住民の方は住民の方として意見を出していただく、そしてまた町は町として意見を出していく、その中で審議をしていただくということが普通の手順であらうかと思いますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口君。

○7番（西口 優君） 5点目です。

デマンド交通の利用者数が減ってきているという、これには何らかの理由があるかと思うんですよ。実際には、それこそ家まで行かなあかんようになってくるのかなと、それは確かにそうかもわからんけども、今、現時点での利用者数が減っているということについては、家まで迎えに行かなきゃいけないかなと、こういうふうな部分の認識ですかね。それと、今後、意向、もし家までの送迎とかということの意向については、それはいつごろからとかというふうなことは考えてくれているんですか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 今、バスで運行している部分もあるんですが、バスも非常に老朽化もしてきております。それで、お年寄りの方も停留所まで行くのにも結構時間がかかるというようなことで、前回の総務文教委員会でも若干お話もさせていただいたんですが、喫緊の問題であるという意識は変わってはございません。

ですから、デマンド運行を別の形態に組み入れたりとか、そういう経費を別の部分に回したりとかというようなことで今検討もしております。それで、できるだけ早い時期に御提案できればいいかなというふうなことで、まだまだ詰めていかない面もありますし、あるいはまた仮にタクシーというような、家から家へ運べる手段とすれば、そういうタクシーの活用も当然視野に入ってくると思いますので、そういうタクシーが果たしてこの地域でどれくらいの台数があるんかとか、そういうことも踏まえて前向きに検討

している、現実に検討しているところでありますので、また御提案もしたいと思いますが、今の時点では正確なことは申し上げられないのが残念ですけど、喫緊の問題ですので、早い時期にお示ししたいと思っております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 7 番、西口君。

○7 番（西口 優君） 7 点目の移動投票所についてという。

現実問題として、お年寄りが投票所には行きにくいという。投票というのは、基本的人権の参政権に当たる非常に重たいもんやと思うんですけどね。だから、先ほどの話では、移動支援と、そういうふうに送り迎えしたいなと、そういうふうな話もあったかと思うんですけど、それなら移動支援と移動の投票所とは一発で済んでしまうような話になるかなと思うんですけどね。移動支援よりも移動投票所のが無駄がないんじゃないかなと。実務的なことは、それは実際には難しいかなと思うんですけど、参政権というふうな基本的人権を考えたときに、お年寄りが自分が投票に行けたらそれにこしたことはない。だから、そういうふうなことを考えたときにやっぱり移動投票所というのは必要じゃないかなと思うんですけどね。その点の考えをもう一度聞かせてください。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 選挙管理委員会の事務局としてお答えいたします。

まず、今まで当町は、当日投票主義というのを重視しておりまして、日曜日、投票日に投票するというのを基本にしておりました。それで、期日前投票所も1カ所でやっておるんですが、近年いろんな地域でいろんな投票様式というんですか、そういうものを取り入れてきているという中で、当町もやはり変わっていかないといけない。住民の皆さんにできるだけ投票する機会を多くしていきたいという考えのもとに、移動投票日、移動期日前投票所というのは一つあると思います。それから、1カ所というんか、ずっと期日前投票所は本庁でやっていますが、期間限定というか、1日の投票所、期日前投票所をどこかにつくとか、そういうこともやっておるところはあります。

それから、先ほど議員御指摘あったように、投票所までの移動の支援をしている市町村もあるというようなことで、それからまた投票所を今1時間、2時間繰り上げて閉めておるんですけど、もっと早く閉めている、昼からの投票率がほとんど動かないというような投票所がうちにもありますので、そのところは2時間早く繰り上げているんですけど、それをもっと早く繰り上げるとか、いろんなことができるというようになってき

ていますので、こういうことを総合的にちょっと検討させていただいて、当町に一番合ったものをまずどこかで導入していきたいというふうに選挙管理委員会のほうで検討を始めております。

以上、答弁といたします。

○議長（伊都堅仁君） 7 番、西口君。

○7 番（西口 優君） 8 点目のブレーキのサポートカーという部分で、先ほどの考えでは、前向きに検討していくということで理解してよろしいですか。

○議長（伊都堅仁君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 議員おっしゃるとおり、これにつきましては現在もう検討中でございます。できれば、やはり当町としても何らかの対応をしていきたい、そのように考えております。

○議長（伊都堅仁君） 7 番、西口君。

○7 番（西口 優君） 9 点目の固定資産税の納税義務者についてという部分で、新規に名義が変わった人については代表者の印鑑をもらっていると、代表者届をもうてるといふ、こういうふうな私の理解力にちょっと誤りがあったようで、当然そういうふうに課長が答えているということについては、今までの過去の人らもそういうふうに代表者届というのを提出されていない場合においてはきっちりと御提出いただいてという部分で、ちょっと理解が、私は当然今まで過去においてでももらっていない人についてはもうてくれるんやろなと思ったわけよ。だけど、そうじゃなくて、今の新規の人にはもらっている、こういうお話で、そうしたら過去からの人についてはそのままというふうな解釈になってしまうのかなと。本来は、まず遡ってでもこういうふうな、遡ったらのぼるほど難しくなってくるわけですね。当然、相続ということについては、子や孫や、それこそそういうふうにあくさんの人数が増えてきて、それこそあくさんの判こをもらわなんようになってくる。それよりも一日でも早くそういう手続をしたほうがお互いに気持ちよく納税もできる、そしてそういうふうなもろもろがあろうかと思うんですけども、その点の考えを聞かせてください。

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、湯上君。

○税務課長（湯上増巳君） 過去に相続人代表者届出書を提出してもらっていない相続人の方については、現在も誰か代表者の方が、また相続の方が納税していただいておりますので、納得していただけてるものと考えております。

また、代表者の変更等あれば、届け出をしていただければいつでも変更できますので、そういった場合がございましたら個別に対応していきたいと、そういうふうを考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口君。

○7番（西口 優君） 今の話だと、過去のことについては、今まで異議がないからそのままいきたいよというふうに、こういうふうに聞こえたわけよ。本来は、だけど、そういうもんじゃなくて、それは昔のそういうおじいさん、おばあさんにそういうふうなこと、当然、役場からの用紙やけ、払わんなんともちろん思っているわよ。だけど、納得して払うということについては、もうそれは名義人の、税金のかかっている名義人がとうの昔に亡くなった人とかという名前で来ているわけでしょう。そんなんして考えたときに、やっぱりそうじゃなくて、訂正できるところは訂正すべきやと、速やかに訂正すべきやと、こういうふうに思うんですけどね。その辺の考えが、全くそういう考えはなくて、今まで文句が出なかったからそのままいきよって、そういう問題じゃないと思うんやけど、どうなんでしょうね。

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、湯上君。

○税務課長（湯上増巳君） 相続人代表届なんですけども、お願いして出している、過去からもそうですけども、出しているということなんですけども、提出がないときというのは相続者の1人を地方団体のほうで指定して代表者とすることができるというふうに地方税法でも定められておりますので、間違った取り扱いをしているわけではございませんので、その辺、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口君。

○7番（西口 優君） それは十分に理解しているわけよ。それは十分理解してるんで。だけど、それでいいかと言うてるだけの話であってね。本来はやっぱり当然とうの昔に亡くなった人のおじいさん名義のと、こういうふうなんで、それでいいんか、何も納税者がそういうふうに異議の申し立てをしないからそれでいいんかと、こういうふうな話をしているだけであって、速やかに改善できるところは改善すべきじゃないかと言うてるわけよ、私が言うてるのは。本来は、確かに条項として代表者届を出されない場合には地方団体の長から選んでその方を指定することができると、ここまではわかってんねん。だけど、同じ払うに当たっても、納得して払うてるかどうかというのは、それはまた別の話やしよ。仕方ないってか。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 3時04分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時08分）

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口君。

○7番（西口 優君） セミナーハウスについて。

まず、売却の話が進んでいるという。だけど、売却って、私もちょっと例規集を見たけど、なかなかわかりにくかったんやけどね。売却の手続と、普通に考えたら売却は議会へのってくる話なんやろうとは思うけど、公有財産の処分方法というのは、順序として企画が判断するのかな、どうかなとは思うんやけど、ちょっと手順をわかるように説明願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 西口議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

手順ということですが、とりあえず今の段階でありますと団体からの申し出が、使いたいという申し出があったんですが、耐震ができていないということでお断りはさせていただいている現状でございます。

選択肢として、あと売却しかないということで、売却の目安となるような単価を不動産鑑定士さんのほうからアドバイスをいただきながら団体さんのほうには御提示させていただいて、向こうの意思があるかどうかということを今確認している最中だということとで御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口君。

○7番（西口 優君） 公有財産ということの売却ということになると、競売という形が一番理想的かなとは思うんですけどね。そうじゃなくて、一団体にそれこそ指定して売却ということになると、値段の設定が非常に難しい、そういうふう思うんですよ。だから、そういった中で、まして建物が耐震がなっていない、それで現状で使えやんかもわからんというようなものを役場が売却できるのかなと、こういうふうに思っ

しまうわけよ。役場が売れば売ったでええかという、そういうもんじゃない。やっぱり売った限りは、ある程度使うという前提で向こうは買うわけやしな。そのときに、未耐震の中で使うという前提で売れるかどうかという部分のちょっと考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） もちろん売り主の責任も十分考えられます。ですので、条件としましては、もちろん未耐震部分については、耐震等適切な措置を施していただくというのが前提条件になるかと考えております。

○議長（伊都堅仁君） 7番、西口君。

○7番（西口 優君） 売る前に未耐震を改修すると。改修は考えていないということの話やったんでね。考えてない中で未耐震で売れるかどうかという部分、それと一業者とそういうふうに個別にこれを幾らに、競売やったらある程度値段の設定はそれぞれ相手がつけることやけ問題なからうと思うんですよ。だけど、特定業者ということに決めて値段の交渉をしたときに、非常に難しいかなと思うんですよ。買う価格の設定にしても、そんなことをしにくい話やしよな。普通はやで。普通はしにくい中で、さてどうするんやろなって思ってしまうわけよ。だから、どうするんやろなと聞いているだけで。その辺、ちょっともう一回。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 正式に売ることになりますと、もちろん不動産鑑定ということの形をとりまして、ちゃんとした評価額を算定するような形にはなります。その上で、もちろん特定のものというだけではなくて、公募も含めて検討はしてまいりたいと考えております。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、西口議員の一般質問が終わりました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 3時13分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時24分）

○議長（伊都堅仁君） 続いて、3番、藤井基彰君の一般質問を許可します。

（3番 藤井基彰君 登壇）

○3番（藤井基彰君） それでは、よろしくお願いします。

僕からは、2点。

まず初めに、旧野上町内におきまして、ただいま保育園というのは、僕の記憶では平成20年ごろでしたっけ、志賀野保育所が休園、そして22年ごろでしたっけ、小川保育所、続いて平成26年ごろ、皆記憶なんで申しわけないんですけども、第二保育所がなくなりまして、野上第一保育所、今のきみのこども園、これ1つになっています。

それで、旧野上町の子供さんというのも結局全ての地域からきみのこども園、原則としてではございますが、来るようになっていきます。じゃあ、その人数はどんなものかといいますと、この間、4月にちょっと資料をいただきましたが、もちろんこども園の人数と出生数は若干のずれがありますが、一応出生数並びに年中・年長の子供さんの保育園児の数を見て、約30名、増減は若干あるものの、30人前後、これが一つの目安であり、それが数年前から続いており、またこれから出生表を見ますとまた四、五年続くと、大体でございますが、そういう状況でございます。

そんな中で、御存じのように、きみのこども園は、野上小学校、海南高校大成校舎とすぐ近く、いろんな交流もあり、それぞれ相互にいい環境にあると思われれます。そんな中で、じゃあきみのこども園を30名余り前後の方々が今度卒業して学校入学となりますと、全員が野上小学校ではなくて、これも出生数の評価の数字ですが、約3人前後、この方々が小川小学校の校区になります。これは、御存じのように、学校教育法施行令でしたっけ、これの5条の2項、町内に2校以上あれば、前もって指定区域を決めておくと、円滑に就学できるために指定校を決めておくと、そういう形のもとなっているんだと思います。

もちろん小川小学校は、自然環境もよく、人数も少なく、アットホームで行き届いた授業が受けられます。一方、野上小学校は約30名でございますが、集団生活の中で社会教育等々を受けられ、近くの大成校舎等とも交流もあると。そういう状況のもとで、保護者にとってはこの2つの学校がすごく格差があると。よって、保護者にとってどちらを重視するかによってすごく困ると。ただ、今は校区ということで基本的に選ぶことができません。この今の状況は町としてどう思われておるのか、これをお伺いしたいと思います。

もちろん、この問題については、もう御存じのように、昭和62年度でしたっけ、中教審の答申が何かで改善しなさいよという状況が出ている中、平成8年のこれは通告でしたっけ、まだまだ努力が足りないからもっとしなさいよと、そういう状況を当然御存じだと思います。なので、今の状況をどう思われているのか、御返答をお願いします。

続きまして、2点目。

もう御存じのように、台風や大雨、もう昨今の異常気象はほぼ通常というような形になってきました。御存じのように、入院されている方は、それはそれで大変とは思いますが、町内には入院はしていませんが短い周期で限られた設備がある施設で治療を受けなければならない方々というのもございます。そういう方々にとっては、いろんな問題があるようです。

具体的には、そういう方々の中には人工透析をされている方もおられると思うんですが、その方々はそういう台風や大雨になりますと、自分の家がどうこうというのも心配ですが、まず施設が雨や津波等でシステムダウン等々して機能しなくなるのではないかと、もしくは行く道中の交通手段、先ほどもお話がありました道路が土砂で通れなくなると、そんな場合に、御存じのように一定の時間で治療を受けなければ命の危険が迫るという状況の方々がおると思います。

そういう状況の方々において、町としては万が一そういう状況になった場合にどう対処するのか。具体的には、その方々のお話では、危険が極めて少ないであろう内地の施設にそういう設備をつくれぬものか、まずこれが1点。2点目は、そうして道路が寸断されて行けない場合、何かサポートはしてくれるのか、これが2点。これがすごく心配だとおっしゃっています。

今お話ししました学校のこと、それから施設のこと、この2点とも多分以前にも一般質問、もしくは担当者の方に直接お話ししたことがあるかと思います。ひょっとしたら先輩議員の方があれは話したよということも記憶あるかも知れません。でも、町内の方々にお伺いしますと、また同じ質問が僕のほうに届くということは、そのことに関して町は一生懸命努力してくれてるんであろうと思いますが、まだ町民の希望には添えていないと、そういうことが現状にあると思います。

この2点、すみませんけども、もう少し掘り下げて御返答をお願いします。

以上です。

(3番 藤井基彰君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） それでは、藤井君の質問に対する当局の答弁を求めます。
教育次長、曲里君。

（教育次長 曲里充司君 登壇）

○教育次長（曲里充司君） 藤井議員の１点目の質問、きみのこども園の園児の小学校就学先についてお答えさせていただきます。

小川地区の子供たちは、平成２２年度に保育所が廃園となって以降、第二保育所への就園を経て、平成２７年４月からきみのこども園へ就園しております。

学校教育基本法施行令第５条により、市町村教育委員会は、市町村内に小学校または中学校が２校以上ある場合は、就学予定者が就学すべき小学校または中学校を指定することとされており、その就学校は、市町村教育委員会があらかじめ設定した通学区域に基づいて指定しております。

通学区域については、法令上の定めはなく、道路や河川などの地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情などそれぞれの地域の実態を踏まえ、教育の平等性を担保するため、市町村教育委員会の判断に基づいて設定されています。

小川小学校吉野分校閉校時に、現在の通学区域が設定されたのかは明らかではありませんが、福井・奥佐々・梅本・坂本・中田地区に住所を有する児童は小川小学校へ就学することとなっています。

しかし、議員御指摘のとおり、時代の変遷とともに児童数が減少し、教育環境が変化中、通学区域についてはいろいろな御意見があることは承知しております。

子供や親の願いに応え、よりよい教育環境を提供することは、教育委員会としての使命であると考えています。近々小川小学校区の子供、保護者を対象に、アンケート調査を実施し、子供や親の願いを把握することにより、今後の教育行政を進める参考にしたと考えています。

なお、現行の通学区域制度においても、個々の児童・生徒の特性や家庭の事情などを考慮して就学校の変更を申請できる場合がありますので、教育委員会のほうに御相談をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

（教育次長 曲里充司君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君）

藤井議員の２つ目の御質問、災害時における医療

施設の機能についてお答えします。

地震や台風による大きな被害によりライフラインが寸断され、治療が必要な方、具体的には人工透析の治療を受けている方などは、定期的に、２日、３日に１回治療を受けなければならない、災害時においても例外ではなく、大変不安な思いをされます。

透析治療を受けられる病院は、近隣では、海南市では３病院、紀の川市でも３病院ありますが、本町にはございません。

地震による津波などにより、海拔の低いところにある病院が被災した場合、当町は、比較的海拔が高いので、津波の影響はないと思われ、野上厚生病院などの病院での治療が考えられますが、透析を稼働させるには透析室の確保、専門医師等の人材確保や透析装置・水質管理装置の投資等多額の費用が必要となり、現状では困難であると聞いております。

さて、透析患者を初め、治療の必要性が高い要援護者への災害時の対応につきまして、平成２５年６月に災害対策基本法が改正され、本町では、平成２５年度から避難行動要支援者名簿の整備を進め、要支援者の一人一人を訪問し、個別計画を作成しております。個別計画には、かかりつけ医、服薬の状況、避難時の支援者などの情報を記載しており、関係機関と情報共有し、平時より支援度が高い方の把握に努めております。

また、和歌山県では、県庁及び各保健所単位に災害拠点病院と各医療関係団体などで構成する災害時医療体制を構築し、災害医療コーディネーターとして急性期医療や透析医療などの専門医師を配置しています。例えば治療の緊急性の高い方が被災状況により、かかりつけ病院で治療が受けられない場合、市町村は状況を把握し、保健所と連携を図り、災害医療コーディネーターが受け入れ病院の調整、また輸送の調整を行います。

また、県が実施するわかやま透析安心メールにより、本人、家族等が携帯電話で登録することにより、かかりつけ施設の被災状況、他施設の受け入れ状況について情報の受信も可能となります。

そのほか、災害発生時に円滑に関係者が連携して対応できるよう、海南保健所、海南市、紀美野町、海南医師会、医療機関が合同で年１回災害医療訓練を実施しています。今後も関係機関と調整、検討を重ね、災害における医療体制の確保に万全を期してまいります。

しかしながら、大規模災害では、行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しい

ことや、行政自身が被災して機能が麻痺するような場合も考えられます。いつ発生するかわからない災害に備え、自分でできること、家族にできること、隣近所で力を合わせてできることを考え、相互に助け合うことが重要です。

町といたしましても、医療体制の整備とともに、地域コミュニティにおけるこのような自助・共助の町民意識の高揚のための啓発や体制づくりを推進していきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、2回目以降の質問は、自席で起立して、通告項目に従い、質問、答弁をしてください。

3番、藤井基彰君。

○3番（藤井基彰君） まず、1つ目の学校の就学の件でございますが、今、通学区域の指定のもと、例えば野上小学校、小川小学校ですよと通知が多分行くんだらうと思うんですけども、その時点で例えば、万が一、一般的によく言われる地理的理由、身体的理由、いじめとか、今はそれだけに限らずいろんな面も考えなさいよという指導があるようですけども、そういう形をもって変更ができますよというのは一緒に保護者に通知はされているのでしょうか。答弁もう一度お願いします。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 藤井議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

現在のところは、保護者に通知する分については、区域の変更できる旨の通知文書等は添付しておりません。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井君。

○3番（藤井基彰君） これ、たしか平成18年でしたっけね。9年でしたっけ。平成18年です。市町村教育委員会の皆様へ、新たな学校選択制への取り組みに向けてという文書の中で、さっき言いました62年の指導がなかなかできないで、8年にもっと指導しなさいよと。また、8年以降は、平成9年、12年、14年と色々な事例集を作成して、こういう点でいろんな変更とか柔軟に認めなさいよと、そういう事例集が多分発行されていると思うんですけども、それを含めて18年には、さっきもお話しし

ましたけども、ちょっと読みますけども、市町村教育委員会が就学校を指定する通知において、その指定の変更についての保護者の申し立てができる旨を示すことといたしましたので御留意願いますと、そういう指導、通知でしたっけ、ございますけども、今のお話ではそういうのをしていないということですけども、なぜでしょう。すみません、再度お願いします。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） すみません、先ほどの私の答弁、修正させていただきたいと思います。

現在、就学通知書を発送する際には、就学の指定校の区域を変更できる旨の記載をした上で発送しております。すみません。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井君。

○3番（藤井基彰君） ということは、一応保護者のもとへはいろんな事情があれば変更等ができるというのは届いているわけですね。

ちょっと僕の記憶がおかしいのかもわかりませんが、そういうので例えば野上小学校の予定だが小川小学校、いや、小川小学校の予定だが野上小学校へ行きたいという保護者がおった場合に、教育委員会へこうこうでいきたいんですけどもとお電話でも差し上げた場合にどういうお答えが返ってくるんでしょう。もう指定区域だからだめですよ、もしくはいろんな方法がありますよ、相談に乗りますから来てくださいねと、そういういろんなお答えがあるんでしょうが、よろしくお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） とりあえずお電話いただいた場合には、個々家庭的な事情、いろんな事情がございますので、その事情をとりあえずは聞かせていただいた上でということで対応はさせていただいております。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井君。

○3番（藤井基彰君） 何度もすみません、同じような問題になるんですけども、ちょっと遡って平成27年度9月議会、町田議員が同じような質問をされているんですけども、その場合にもその当時の教育長からは、個々の保護者や子供の意見を優先してという答弁をされています。それが4年たっていますけども、なかなか変化がないので、その後、御存じと思いますが、ちょっと数字を言いますけども、その当時の資料では平成31年、令和元年では多分小川小学校は26名になるよって出生数からの予想があっ

たように思われますが、実際のところは18人ですね、ことは。もう当然御存じだと思いますけども。

ちなみに今の1年生では、本年2人というところが校区を変更して1人になっています。同じく2年生では7人いるところが5人になっています。3年生では5人いるところが2人、4年生では6人いるところが5人、5年生は変わらず、6年生は2人いるところが1人、結局、平成27年以降8名の方が校区を変更されて、申請を出して了解を得てもらって小川小学校から別のところに行っていると。これ、4年間で8名というのはすごく大きな数字だと思いますが、この4年間の取り組みはどうでしたんでしょう。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 先ほども申し上げましたとおり、紀美野町の町立の小学校及び中学校の通学区域の就学事務の取り扱い規程に基づきまして、保護者からの申し出を受けて適切に処理しているものと考えてございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井君。

○3番（藤井基彰君） 何度も言いますけども、でも、変更手续のできますよというのは示していなかったんですよね、その当時は。今も示していないということですから。

すみません、間違えました。すみません。

でも、平成27年度当時は示していなかったと思うんですが、その点はどうでしょう。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） ちょっと手持ちでは確かな資料がないので、同じように27年度当時も示しているものと考えてございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井君。

○3番（藤井基彰君） すみません、それは少し違うんじゃないでしょうか。僕、平成27年度、ある方からこんなんでお困っているんだとお電話差し上げたことがあるんですけども、そのときは、いや、学校、小川小学校区だからだめですよというだけのお返事しかいただけなかったんですけども、僕の記憶が間違いでしたらそれはそれで申しわけないんですけども、そういうのは定かにはなりませんか。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 藤井議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

ずっと継続的に就学の通知のほうには指定校、学校を変更できる旨の記載は記載して
ございます。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井君。

○3番（藤井基彰君） そしたら、どうもすみません、ありがとうございます。

じゃあ、アンケートをとってくださるというお話でしたので、ぜひアンケートが反映
されて保護者の方々が子供さんが行きたい学校へ行けるような状況、これは小川小学校
から野上小学校へ変更じゃなくて、野上小学校のほうから変更される方も当然おられる
と思うんですけども、そういう方々についてはアンケートというのは考えておられない
んでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 現在のところは、小川小学校区内の子供さんと保護者
の方ということで想定させていただいています。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井君。

○3番（藤井基彰君） 基本的には、どちらの方も同じだとは思いますが、
やはり小川小学校校区の方だけでしょうか。現に、野上小学校校区の方で小川小学校へ
行かれている方もおられるのは事実ですので、そういう方々の中にはほかにもまだ行き
たいなと思っておられる方がいるのではないかと思います。もっと声が出しや
すい状況というのはしないんでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午後 3時50分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時51分）

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井君。

○3番（藤井基彰君） どうもすみません。じゃあ、小川小学校校区の方にアンケ
ートをとっていただくということなので、よろしくお願いします。

それから、2点目の件ですけども、今いろんな状況のもとでいろんなサービスがある
というのを伺いましたが。

災害時のそういう困難な方に対しての御返答ですけれども、いろんな状況のもとでいろんな取り組みをされているということでございますが、厳しいのかもわかりませんが、そういう状況の方が何とか安心して災害時に病院とか行けるという、もう少し具体的なというのは何かないんでしょうか。今おっしゃられたことが全てでしょうか。ちょっと抽象的な質問で申しわけないんですけども。すみません。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） 藤井議員の御質問にお答えします。

紀美野町では比較的大きな病院、野上厚生病院などにおいては、多額の費用がかかるということで、1点目答弁のほうで答えさせていただいたんですが、海南市で治療を受けている方が海南市の病院が被災された場合につきましては、違うところで治療が受けられるということで、透析のわかやま透析安心メールであるとか、県のほうで災害医療のコーディネーターという係の者がいますので、そちらのほうで治療が受けられる先を調整していただくことが可能となっておりますので、費用負担というところもありまして、今の医療体制の中でどうにかできないかというところを構築しているところでございますので、御理解賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（伊都堅仁君） 3番、藤井君。

○3番（藤井基彰君） どうもありがとうございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 以上をもって、藤井議員の一般質問が終わりました。

お諮りします。

一般質問の途中でありますが、本日中には終了できない見込みであります。

よって、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

延 会

○議長（伊都堅仁君） 本日は、これで延会します。

（午後 3時55分）